

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

厚生常任委員会会議 録			
日 時	平成 18 年 12 月 19 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 3 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、若見・大橋・斎藤(博)・中畑・高橋 各委員		
説明員	市民・福祉・環境各部長、総務部参事、保健所長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、若見委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市総合サービスセンター窓口開設時間延長試行について」

(市民) 総合サービスセンター 所長

小樽市総合サービスセンターで実施いたしました窓口開設時間の延長の試行につきまして報告いたします。

このたびの試行は、市民への利便性の向上と意向を把握するため、平成18年8月から10月までの3か月間、毎週木曜日の午後7時まで、通常の窓口業務を行ってまいりました。延べ13日間実施し、来庁者総数100名、件数は181件となっております。来庁の目的は、住民票の写し、印鑑証明が全体の80パーセントを占めております。またその際に、来庁者に対し実施したアンケートの結果では、市内の勤務者が81パーセントを占め、日中利用できない理由としては、87パーセントの方が仕事のためと答えております。また、時間延長の希望としては、7時までというのが70パーセント、開設曜日につきましては複数回答ですが、木曜日が36パーセントで一番多くなっており、また開設場所の希望としては、82パーセントの方が総合サービスセンターを希望しておりました。

委員長

「小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～について」

(福祉) 子育て支援課長

平成15年7月に公布されました次世代育成支援対策推進法に基づきまして、昨年3月に策定いたしました「小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～」の平成17年度の事業実績を取りまとめましたので、報告いたします。

子育てプランは、平成17年度から21年度までの前期計画として、7項目の基本方針とそれに沿った21項目の基本施策をまとめており、この表は基本施策に基づく123事業の平成21年度までの事業計画目標に対する平成17年度の進捗状況を載せてございます。

表の中央にある事業計画目標、21年度の項中、網掛けの部分が前期実施計画における新規・拡大事業となっております。さらに下線のあるものが平成17年度の取組予定であったものとなっております。また、太枠で囲んだ事業実施内容、事業量及び事業費が平成17年度の事業実績となっております。

事業量の項中、米印・別表となっているものにつきましては、別冊で具体的な数値等について記載がございまして、あわせて御参照ください。

新規・拡大した事業の主なものでありますけれども、1ページ目、放課後児童健全育成事業は障害児の受入れ施設の拡大、開所時間の延長、学校行事振替休日等の開設、2ページ目、つどいの広場事業は朝里幼稚園に「わくわく広場」を開設、待機児童の解消は、銭函保育所の定員拡大、3ページ目、子育てガイドブックの作成につきましては、改訂版として更新したところでございます。他の事業もございまして、時間の都合で省略させていただきます。

平成17年度の予定した事業につきましては、おおむね実施できたと考えております。

なお、このたびの報告につきましては、時期が遅れましたことをお詫びするとともに、来年度以降につきましては、第3回定例会に報告できるよう取りまとめたいと考えております。

委員長

「市内飲食店における食中毒の発生について」

(保健所)生活衛生課長

市内飲食店で提供された食事が原因で食中毒が発生し、施設の営業停止処分を行った旨、報告いたします。

本市を観光で訪れた道外在住のグループ 6 名が、平成18年11月17日、花園 1 丁目にある居酒屋「一心太助」で昼食をとったところ、同月18日午後からおう吐、下痢、腹痛の症状を訴え、次の宿泊地である函館市内の医療機関を受診したとの連絡が、市立函館保健所からありました。

食中毒様事件として、当該施設、使用食材、調理従事者及び患者について調査したところ、調理従事者 3 名中 2 名と患者 6 名中 4 名の便からノロウイルスが検出されました。調理従事者と患者からノロウイルスが検出されたこと、またその症状がノロウイルスによる食中毒の症状と一致することから、本件は「一心太助」で提供された食事が原因の食中毒事件であるとの結論に至り、平成18年11月24日から26日まで、営業停止 3 日間の行政処分を行ったものです。

なお、現在市内ではノロウイルスによる感染性胃腸炎が多発しており、保健所では12月14日、15日の両日、緊急の予防対策説明会を開催するなどして、感染予防及び拡大防止に全力を挙げております。14日の説明会には、医療関係者や学校、社会福祉施設関係者などを中心に200名、15日は250名の参加があったことも、あわせて報告いたします。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境)管理課長

平成18年 9 月20日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況などについて報告いたします。

初めに、日神サービス株式会社と契約期間15年間の長期包括性能発注方式で契約締結することにしておりました北しりべし廃棄物処理施設運営・維持管理業務委託について、9月29日に契約が締結されました。契約期間は、平成18年 9 月29日から平成34年 3 月31日まで、契約金額は予定額合計149億4,990万円に、取引に係る消費税及び地方消費税の額、その他物価変動等による増減額を加算した額となっております。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合議会第 2 回定例会が10月25日に開催され、議案として平成18年度一般会計補正予算、平成17年度一般会計歳入歳出決算認定のほか、休日を定める条例の一部を改正する条例案など四つの条例改正案が上程され、いずれも可決・承認されました。

一般会計補正予算の概要についてであります。補正予算の規模は4,757万8,000円で歳出として前年度決算剰余金還付金のほか、試運転開始に合わせて構成自治体から派遣される職員に係る職員給与費などを計上し、歳入として前年度繰越金及び市町村負担金を計上したものであります。

また、平成17年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計38億6,286万3,248円に対し、歳出合計38億6,286万1,000円で、歳入歳出差引き額は3,091万9,566円となり、継続費通次繰越額充当財源である1,450円を除いた3,091万8,116円が実質収支の黒字額となっております。

なお、この黒字額は先ほど補正予算の概要でありましたように、平成18年度に各市町村に還付されます。

次に、ごみ処理手数料についてであります。北しりべし廃棄物処理広域連合では 6 市町村の事業系一般廃棄物に係る焼却手数料と小樽市の粗大ごみに係る処理手数料を設定いたしますが、来年 2 月に開会予定の北しりべし廃棄物処理広域連合議会での関係条例制定に向けて、1 トン当たりの処理原価や 6 市町村の現行の埋立処分手数料、道内主要都市の焼却手数料などを参考にしながら、6 市町村と協議をしているところであり、来る12月26日に開催予定の 6 市町村長の会議で、北しりべし廃棄物処理広域連合としての原案を決定する予定です。

最後に、ごみ処理施設建設工事の進ちょく状況についてであります。工事自体はほぼ完了し、焼却施設につきましては、予定どおり11月 1 日から小樽市を除く 5 町村の実際のごみの受入れを開始し、11月14日からは小樽市の

ごみも受け入れ、クレーンなどのごみピット部分の試運転を経て、11月21日からは焼却炉本体の試運転を開始したところです。また、リサイクルプラザにつきましても、11月7日から各機器の単体調整を開始し、1月中旬からは実際の資源物を品目ごとに受け入れ、処理ラインごとに試運転を行う予定となっており、両施設ともそれぞれの試運転の状況を踏まえ、各機器の微調整を残すのみとなっております。

委員長

「第2次小樽市温暖化対策推進実行計画について」

(環境)環境課長

温暖化防止に関する地方公共団体の実行計画の策定については、平成13年6月に平成11年度を基準年とした平成13年度から17年度の5年間の計画を策定したところであります。その結果については、さきの第2回定例会の当委員会において報告させていただきましたが、温室効果ガス排出量の削減率は削減目標2パーセントに対し13.5パーセントと大きく削減されたところでございます。

実行計画の策定に関しては、国の地球温暖化対策に関する基本方針において、実行計画の期間は5年間とされており、本市では先ほど言いましたように、平成17年度で計画を終了したところであります。しかしながら、我が国の温室効果ガスの総排出量の推移を見ますと、毎年増加の一途をたどっており、京都議定書の削減目標6パーセントの達成が難しくなっている現状にあります。そのことから、引き続き温室効果ガスの発生を少しでも抑制することが法の趣旨から自治体の責務であると考え、当初の実行計画を引き続く形で第2次実行計画を平成18年11月に策定したところでございます。

皆様のお手元に配布しております資料をごらんいただきたいと思いますけれども、第2次実行計画については、第1章から第5章までの構成となっております。第1章、第2章では実行計画策定の経緯や意義、当初実行計画の結果の検証を行っており、新しい計画、ここでは第2次実行計画と言っておりますけれども、第3章から成っており、第2次実行計画の概要、削減目標の考え、削減目標の設定をしております。

第2次実行計画の概要については、配布資料の9ページからとなっておりますが、第2次実行計画の目的は市の事務事業より発生する温室効果ガスの抑制を図り、地球温暖化防止の根幹にあります京都議定書の削減目標に寄与することです。

第2次実行計画では、平成17年度から継続して進行管理するため、計画期間を平成18年度から平成22年度の5年間としています。計画の対象は当初計画と基本的に同様としております。

第2次実行計画の削減目標については、当初計画で温室効果ガス排出量が大幅に削減されたことなどから、12ページに記述してありますように、計画期間中の温室効果ガスの削減目標を各年度において平成2年度の排出量から6パーセント以上削減することとしています。そして、この目標達成のために、第4章においては5項目51の率先行動と新規施設整備時の環境配慮を定めたところでございます。

計画の進行管理については、第5章のとおり、当初計画と同様になりますが、各部から四半期ごとの排出量報告を受け、策定会議で評価の後、公表してまいりたいと考えております。

当初計画で率先行動の活動量が大幅に削減されている状況から見て、今後、削減される要素は少なくなってきておりますが、削減目標達成のためには、今まで以上に職員の率先行動が重要になっておりますので、環境配慮行動を積極的に呼びかけ、周知徹底をし、温室効果ガス排出量の削減に努めてまいりたいと考えております。

委員長

「感染性胃腸炎の集団感染について」

(樽病)医事課長

このたび、市立小樽病院で発生しました感染性胃腸炎の集団感染について、これまでの経過と現状につきまして報告いたします。

最初に、このような事態を招いたことに対し、入院患者様及びその御家族の皆様をはじめ、市民の皆様にご心配と御迷惑をおかけしましたことを、この場をおかりしておわび申し上げます。

さて、経過でございますが、12月5日に下痢、おう吐の症状があった5の2整形外科病棟の患者についてノロウイルスの検査をした結果、12月8日に陽性が判明したため、同日に予定していたICT（感染対策チーム）を時間を繰り上げて開催し、これまでの院内での経過報告と今後の対策等について検討いたしました。

調査の結果、12月8日時点で入院患者及び職員の計36名が下痢、おう吐の症状を訴えていたことが判明しました。直ちに、拡大防止対策としてアルコール消毒は効果がない菌のため、流水及び石けんによる手洗いの徹底、医療従事者はプラスチック手袋の装着、また次亜塩素酸による院内至るところの消毒の徹底、感染患者の隔離、職員で疑わしい症状が出た場合の自宅待機等を決定しました。これらを院内に周知徹底することを確認し、会議を終了し、保健所に報告をしました。翌9日に5の1内科病棟の患者、職員を中心に、11名が新たに下痢、おう吐の症状を呈したため、緊急ICTを開催し、5の1、5の2病棟への新規入院の中止、入院患者への説明等について確認して決定をしました。さらに、12月10日及び11日に緊急の院内感染防止対策委員会を招集し、ICTで決定されたことの遵守、徹底を図ること確認するとともに、保健所から2度にわたる院長あてに通知された措置に関する内容につきましては、小樽病院として最善の措置をとり、感染拡大防止に努めること確認しました。また、12月10日付けで集団感染に関するおわびと来院される関係者の手洗いの励行及び外来の通常どおりの診療をお知らせする院内掲示をしました。

この事態を受け、11日に小樽高等看護学院に確認したところ、学生13名が同様の症状を呈していたことが判明したため、院内での年内全機関の実習を中止したところであります。その後、本日まで毎日の経過を看護部で集約し、必要に応じてICT並びに院内感染防止対策委員会を招集し、拡大防止に努めております。11月24日の最初の発症患者から、昨日までの発症者の人数と内訳は、患者34名、その家族2名、職員43名、職員の家族1名の計80名であります。幸い全員症状は軽症で、1ないし3日程度で回復に至っております。なお、現時点で症状を発症している者は患者1名、職員ゼロであります。かなり人数は少なくなってきておりますが、今後ともこれまで実施してきた拡大防止対策を緩めることなく、職員一丸となって感染拡大防止に努める所存であります。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について順次、説明願います。

「議案第11号について」

（市民）総合サービスセンター 所長

議案第11号「小樽市安全で安心なまちをつくる条例案」につきまして説明いたします。

北海道では、交通事故による死亡者数が減少し、全国ワーストワンを返上する中で、小樽市では死亡事故が多発していることや、昨年、市内において暴力団がみかじめ料を要求し、逮捕されるという事件が発生したこと、また全国で幼い命が奪われるなどの痛ましい事件が相次いでいること、高齢者や障害者、さらには年間700万人を超える本市を訪れる観光客等への安全と安心に関する配慮が求められていることから、この条例を制定することといたしました。

この条例の目的は、安全で安心なまちをつくる取組に関する基本理念を定め、市、市民両者の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働して安全で安心なまちをつくる取組に関する施策の推進を図り、もって市民及び観光客の安全を確保し、安心して暮らし、または滞在することができる地域社会の実現を図ることを目的とするものであります。

この条例の概要ですが、防犯及び交通安全に関しては、北海道には既に「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」、「北海道交通安全基本条例」の二つの条例があり、細かい指針について定められておりますので、これらの道条例と相まって、小樽市における安全で安心なまちをつくる取組に関する施策の推進を図るための道条例

で定めていない、児童等の交通安全の確保に関する指針、市民の健康被害の防止に関する指針及び観光客等の安全の確保に関する指針、市民等に対する支援や情報の提供、助言等を行うことを定めているものであります。

この条例の施行期日は、平成19年4月1日を予定しております。

委員長

「議案第12号について」

(環境)管理課長

議案第12号「小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案」について説明いたします。

このたびの条例案の改正内容の1点目は、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設が平成19年4月に供用開始されることに伴い、小樽市として徴収しなくなる手数料について所要の改正をするものです。

家庭から排出される粗大ごみにつきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合のリサイクルプラザへ搬入することになりますので、生活系一般廃棄物埋立処分手数料に係る条項等を削除いたします。事業系一般廃棄物につきましては、他の5町村と同様、原則として北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却処理施設へ搬入いたしますが、土地の管理者が行う不法投棄ごみの処理のように、可燃物と不燃物等の分別が困難なため、焼却不適と判断されるものなど、北しりべし廃棄物処理広域連合の施設を経由せず、引き続き各市町村の廃棄物最終処分場で直接埋立処分するものがありますので、本市の場合も事業系一般廃棄物埋立処分手数料そのものは残ります。しかしながら、当該手数料のうち、小規模排出事業者用の有料ごみ袋については、小樽市独自の制度であります。今後、直接埋立処分をすることは想定されないことから、製造自体を廃止するため、この有料ごみ袋に係る条項等を削除するものです。

改正内容の2点目は、共同住宅を建築する場合、ごみの集積場所についてあらかじめ市と協議することになっておりますが、協議の結果、専用のステーションの設置等必要な事項が指示できることを明記するため、所要の改正をするものです。

委員長

「議案第17号について」

(福祉)子育て支援課長

議案第17号「公の施設の指定管理者の指定について」説明いたします。

小樽市さくら学園につきましては、平成16年7月から社会福祉法人後志報恩会が指定管理者として管理代行しているところですが、その指定期間が18年度末で満了となります。このため、同法人を引き続いて指定管理者として指定し、指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成24年3月31日とするものであります。

委員長

「議案第18号について」

(市民)市民会館長

議案第18号「公の施設の指定管理者の指定について」説明申し上げます。

今回提出しました議案は、小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センターの指定管理者の公募の結果、イオンディライト・大幸総業グループを指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間です。

代表企業のイオンディライト株式会社は、これまで文化施設等の管理業務に長年携わっており、平成18年4月から江別市民会館の指定管理者業務を受託しており、本市施設についても同様に高い評価が得られるものと判断いたします。

委員長

「議案第25号について」

(環境)管理課長

議案第25号「北しりべし廃棄物処理広域連合規約の変更について」説明いたします。

北しりべし廃棄物処理広域連合規約の変更については、地方自治法第291条の11の規定により、北しりべし廃棄物処理広域連合を組織する地方公共団体の議会の議決が必要であります。

規約の変更の1点目は、北しりべし廃棄物処理広域連合の処理施設が平成19年4月に供用開始することに伴い、現在、小樽市役所庁舎内にある北しりべし廃棄物処理広域連合事務所が同施設へ移転するため、規約第6条を改正するものです。

規約の変更の2点目は、市町村の助役にかえて副市町村長を置くこと、収入役を廃止し会計管理者を置くことなどの地方自治法の一部改正が平成19年4月1日から施行されることに伴い、北しりべし廃棄物処理広域連合及び構成市町村それぞれにおいて名称及び選任の方法が変更となるため、関連条項の第11条から第14条を改正するものです。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

若見委員

陳情第380号について

初めに、陳情第380号「若竹町26番地先三差路への信号機の設置などによる安全確保方について」採択を求める立場から質問をさせていただきます。

12月4日、独自に交通量調査をこの地点でさせていただきました。通勤、通学の時間帯の午前7時半から8時半までの1時間でしたが、この三差路を行き交う車の数は1時間当たり715台でした。ピーク時では10分から15分間におよそ100台のペースで車の往来があるということがわかりましたが、この道路に対する市の認識を初めにお尋ねしておきたいと思います。

(市民)生活安全課長

陳情第380号にあります若竹町26番地先三差路の道路についてでございますけれども、この道路は望洋台、桜町方面からの抜け道といえますが、市内中心部への近道ということで、朝と晩、非常に多い通行量があるということは承知してございます。また、ラッシュ時の時間と若竹小学校の通学時間、これがほぼ一致しているということで、学校へ通う子供たちがその道路の交差点を渡っていくというような部分で交通安全上注視しているという道路でございます。

若見委員

今、お話にもありましたが、本当にう回路になっているのです。それで、私も若竹町に住んでいますけれども、この地域に住む方々にとっては、まさに生活道路そのもので、今日も見てきましたけれども、本当に危険な、冬になればますますその危険度は高まるかなというふうに思って帰ってきました。今、老人ホームが建設中ですが、これらを予測して、今後、正式な調査などの予定がありましたら、教えてください。

(市民)生活安全課長

正式な調査という意味では難しい部分があると思いますけれども、現在、町会等からの要望もございまして、それらを踏まえて警察と協議し、正式なという意味で、どのような調査方法等をとっていただけるのか。またあるいは、場

合によっては、簡便な調査になるのかもしれませんが、老人ホーム完成後、今、委員がおっしゃったように、老人ホーム建設中ということで、工事関係車両が相当出入りしてございます。それらの落ち着きを見た上で、調査をしてみたいというふうには考えます。

若見委員

今回の陳情は、「安全な道路をつくる会」という団体から出されておりますけれども、私も町会の方々とお話しする機会はたくさんございましたが、そのあたりのことに関しては、地域としても、もともと重要なポイントとしてとらえてきて、かかわってきているやに聞いております。また、お話にもありましたが、町会、PTA、若竹小学校、そして若竹保育所など、このような連名という形で要望書も提出されているということです。まさに、地域要求だと思うのです。ここには車の量だけではなく、歩いて小樽築港駅の方に下がっていく一般の方々の歩行状況を見ましても、4割が小学生、あと4割が一般の方の歩行状況ということも、今回、独自の調査の中で私が把握できるようなささやかな部分ではありました。今、生活安全課長が答弁されましたように、地域要求ということで実現に向けてこれから調査をし、関係機関への要望を強くお願いをして、この項の質問を終わりたいと思います。

生活保護行政について

次に、今年の流行語大賞はスケートの「イナバウアー」とか「国家の品格」という本の中から「品格」という言葉が選ばれたということですが、この「格差社会」という言葉が、また流行語の中に選ばれたということが、非常に目を引きました。今回、貧困と格差というものに注目させてもらって、問題視されている生活保護行政について幾つかお尋ねをさせていただきたいと思います。

今、私から言えば、生活保護行政は改悪されてきているかなというふうに思いますが、小樽市として国の生活保護行政に対する御所見をお聞かせください。

(福祉)保護課長

生活保護行政は、委員が御存じのとおり、国の法定受託事務でございます。私どもは生活保護法に基づき、国から示されています保護の実施要綱などに基づきまして、保護の適正化に努めているところでございますけれども、昨年、問題になりました三位一体改革から国の保護制度の見直し案、それにつきましては、昨年いろいろと新聞紙上をにぎわしたところでございますけれども、国の責任を地方に転嫁するということは当然地方としては容認できるものではございません。さらに、その裏には、当然、地方の財政負担の減という論点が含まれてございまして、こういって昨年は地方六団体が猛反対をし、最終的に凍結の形を見ているということで、この保護制度については、今後また国の方からいろいろな提案がなされるのかというふうには思っているところでございますけれども、今段階の所見ということであれば、これにかえさせていただきたいというふうに思います。

若見委員

そもそもこの生活保護基準というものが、いわゆる生存権を保障するに足りているのか、足りる水準か否かということの検証が今最も必要なことではないかというふうに私は考えているところであります。それで、今、報道がさまざまされていますけれども、生活保護行政が問われる事件というものが、北九州市を始め、北海道では函館市で起こりましたが、どうしてこのようなことが起こるというふうにお考えか、お聞かせください。

(福祉)保護課長

保護行政に携わる者として、マスコミなどの情報しかその判断材料はございません。当然、想像の域を出ないわけではございますけれども、報道等を見る限りにおいては、結構指導が強く前面に打ち出された結果なのかなというふうには想像してございます。

若見委員

今年の3月に、厚生労働省から「生活保護行政を適正に運営するための手引き」というものが出されたというふうに伺っておりますが、少なくとも無視できない性格のものかなというふうに考えております。このいわゆる手引

について、どのように受け止められているか、お聞かせください。

(福祉)吉岡主幹

今の手引についてでございますが、これが出た背景には、先ほど申しました昨年の国の三位一体の改革において、土壇場で地方の負担増とならない形で凍結になっております。そのかわりに、生活保護の適正化について地方は真しに取り組んでいくという国との約束ができたわけです。

その辺に基づきまして、この3月末に国から出されたのが、この手引でございます。

内容は四つから成っております。申請相談から保護の決定に至るまでの対応、指導主事から保護の廃止に至るまでの対応、保護受給中に収入の未申告があった場合の対応、それから費用返還徴収及び告訴等の対応、それぞれについてかなり細かい内容が示されております。さらに、全体を通して目立った事項といたしましては、関係機関と連携して、暴力団関係者の徹底排除、それから年金担保貸付制度、これを安易に利用して繰り返して保護受給をしている、こういう事例に対しての抑止、こういうものが挙げられます。

生活保護行政の運営につきましては、以前から同じ通知であります保護の実施要領や別冊問答集等により国から取扱いが示されてまいりまして、今年度からは新たにこの手引が加わったわけでございます。

この手引は生活保護法に基づいた本来の適正な保護を実施するために活用すべき性格のものと受け止めておりまして、実際そのような使い方をしております。

若見委員

それでは、この手引というものが、だれに向けられているものと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

(福祉)吉岡主幹

通知の出た経緯から言いますと、保護の実施機関、つまり我々行政側に対しまして国から適正な保護行政の実施を求めて示されているものと考えております。

若見委員

言う人が言えば、「生活保護廃止マニュアル」とさえ言われているこの手引ですが、開かれた保護行政とはならず、むしろ狭き門とする印象を持ちました。いわゆる123号通知というものでは、標的になったのは生活難にあえぐ国民ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

(福祉)吉岡主幹

委員が御指摘の123号通知について説明いたします。

これは昭和56年当時、暴力団関係者等による生活保護費の不正受給というのが全国的に発生いたしました。それに伴いまして、不正受給の防止を図るため、一方ではまた真に生活に困窮する方に対して必要な保護を確保するためということで、保護の決定と実施に当たりまして、資産の購入状況、それから収入状況の把握を非常に綿密に、また全国的に統一した様式によって行うように、昭和56年11月に通知として出されたものでございます。

これによりまして、保護の適用に当たって調査する内容は増大いたしまして、またチェックの仕方も大変細くなりました。その意味では不正受給に端を発しまして、すべての対象者についての審査が厳密になったということは事実でございましたので、委員が標的になったと表現されるのは、その部分なのかと思われま

す。いずれにいたしましても、先ほども保護課長から申しましたように、国の法定受託事務でありますので、小樽市も各種の通知を取り入れて業務を実施してきております。ただ、やはりその根本にあるのは、生活保護法そのものだというふうに考えてはおります。ですから、その生活保護の手引をそのまま一字一句厳密に適用していくということに目的を置くのではなくて、憲法第25条に規定する生存権を保障するものとして、先ほど委員も御指摘されたような、そういうものとしてあるのが生活保護制度ですので、適正化というのは、この真に保護を必要とする方に必要な保護をきちんと行っていくということを意味しているのだらうというふうに考えております。ですから、これまでの123号をはじめとして、各種の通知につきましても、活用にはその視点をしっかり持って行って

まいりました。ですから、今回の手引についてもそのような視点から、角度から活用を始めていっているところがございます。

若見委員

そうですね。いわゆる123号通知が出てから6年後、札幌では母親が3人の子供を残して餓死するというような事件があったということは、私たちは忘れてはいけないというふうには思っています。ただ、今説明があったところで、全く拒むものでもなく、温かい気持ちを持ちながら業務に当たられているということは、素直に受け止めることができたというふうに思います。

それで、小樽市の場合の申請から受理に至るその率というのは、決して悪くはないですよ。申請件数と保護開始件数というものをみていきますと、9割方受理されているということで、しかし相談件数と申請件数、申請に至る件数というものをみますと、大体3割から4割程度というふうに見るわけですが、この状況をどのようにとらえたらいいかということですが、お尋ねします。

(福祉)相談室長

福祉部で福祉相談の全般を担当している相談室、その中で生活保護についても、当然、福祉相談の一つとして受けている立場から、今のお話について答弁したいと思います。

まず、相談の申請件数と保護開始件数が9割方以上占めているというお話がございました。確かに申請の場合にはもう既に生活困窮になっているということ、相談室でいろいろと相談を受けて、制度の内容を十分説明いたします。それを御理解の上、法律の要件等々が十分わかった上で申請するという状況の中から、保護の開始決定というのは高い率になってくるだろうというふうな状況で押さえております。

ただもう一つは、相談と申請の方でございますけれども、委員も御存じだと思いますが、相談の方は一つに、制度の内容を単純に知りたい、基本的に知りたいという方から、まさに真に生活に窮しているといった方まで、生活の保護に関しても非常に幅広い相談者が私どものところを訪れます。したがって、相談件数と申請件数ということで見ますと、申請件数は、私どもとしては真に生活に窮している方が申請をしている、制度の内容等を理解の上でしているのだろうというふうに、そういう状況で押さえております。

若見委員

それでは、いわゆる事前指導というものが、今各地でどうなのかというようなことが問題になっていると思うのですが、小樽市の場合は、心配はないかどうかということですが、いかがですか。

(福祉)相談室長

結論から申し上げますと、心配ないというふうに考えて結構でないかと思います。というのは、今、委員からお話のありました事前指導というのは、たぶんもう御承知かと思いますが、生活保護法第27条でいうところの「指導及び指示」のことをお話だというふうに思うのです。少なくとも、相談室に来られる方々、生活保護を相談する方々にこうしなさい、あしなさいという、まさに事前指導はしないということの立場で私どもは相談を受けておりますので、心配はないというふうに考えております。

若見委員

それでは、具体的になってきますけれども、例えば相談のために窓口に来たということで、「いや、あなた、仕事しなさいよ、それから借金の整理をしてからおいで」などと言われたという方もいると聞いています。また、本当にごく具体的ですけれども、精神障害者の年金を受給されている方で、手が震えるために就職活動をするときに履歴書も書くことができない。それで、障害者雇用の方でハローワークなどに登録をするけれども、なかなか職がない。そして、何とか自分の職が確保されるまででもいいから相談に乗ってもらえないかということで訪ねるわけですが、履歴書を書くためにパソコンを使用している、そのパソコンを持っているときには、パソコンを処分してからでなければ、無理ではないかというような趣旨で話をされたことがあるというような相談も聞きまし

た。ただ、精神障害者の方の相談というときには、差別するわけではありませんが、障害固有に抱えている意思疎通のところであまりうまくいかない問題も秘めているとは思いますが、すべてそのことがどうこうというものではありませんが、あるいは被保護者、今、保護を受けている方からは、今働いているのだけれども、もう少し働けないかという話があって、子供がいる事情も考慮されないでもっと働けと言われたと。それで、その母親が働きづめで子供との接点が薄くなって、子供が引きこもりになって不登校のような状況に陥ってしまった。今その子は元気に学校に戻ることができたというような話も伺っております。生活保護法第27条「指導及び指示」では、被保護者の自由を尊重するように明記もされております。また、第28条「調査及び検診」というところは、要保護者に行われるもので、保護決定や実施のために行われるものではないと思いますが、働けるかどうか検診してからおいでなどという声かけというものは、どうなのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(福祉)相談室長

相談室の立場から申し上げますと、先ほど申し上げましたように、相談の段階または申請をしたいといった段階のときに、いわゆるそういった指導、仕事をしなければいけませんとか、検診をしなければいけません、そうでなければ、この相談が申請に結びつくことはありませんといったような言い方はまずいたしません。

若見委員

ただ申請したい意思が明らかな場合、その人にとって、でも書かせてもらえなかったと思って帰ってくる人がいるということは、何らかのその言葉のやりとりで、コミュニケーション不足と言ったらいいのでしょうか、そういうものがあるのかというふうに思いますが、では申請する権利の保護、申請権というものについてどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

(福祉)相談室長

保護の申請権のことでございますけれども、生活保護法第2条にのっとりまして、まさに保護というのは、国民の最後のよりどころでございます、それはまさに生活に困窮している方々にとっては緊急かつ高度なものでありますから、すべて国民にこの権利が保障されるものというふうに考えております。

若見委員

ぜひそこをかたく心に持ちながら、これからも引き続き日々相談業務に当たっていただければと思います。一度も相談の中では浮き彫りになってこない、そういう目に見えないものもあるでしょうし、何度その方が来てわからないものもあるかもしれません。また、何度もその方が来るということが、まさにSOSであって、もしもばたっと来なくなってしまったとしたら、それもSOSなのかと思いますが、それは日々仕事に当たられる専門の皆さんが、ここで力を発揮していただければというふうに思いますが、相談があった場合に、そのようにすごく努力はされているという話は受けましたが、現状を把握するという点で努力するようなものがあれば教えてもらいたいと思います。

(福祉)相談室長

生活保護に限りません。相談室で受ける福祉相談全般にわたって、そうでありませぬけれども、非常に福祉相談の基本というのは、ほとんどは生活保護に結びつくような経済的な問題が基本になっておりまして、相談は、その人一人においていろいろ生活面に多岐にわたっており、多様性を持っているというのが、相談室が受ける相談内容の特徴でございます。したがって、相談室は相談者の訴えとか、望んでいることとか、福祉事務所にこういうことをしてほしいといったような主訴、いわゆる最も問題にしているところをよく聞いてあげて、そういった立場で話をしながら、もちろん相談者の了解をとった上で、関係機関、関係部署に連絡をとりながら、本人の現状についてより一層細かくその把握に努めているといったような状況でやっております。

若見委員

ちょっと視点がずれるかもしれないですけども、北海道は職権で保護するということを強調しています。この

職権というのは、生活保護法第25条に当たるかと思いますが、小樽市でこの職権を生かすというか、職権で保護する、このあたりの状況をわかる範囲でお聞きしたいと思います。

(福祉) 保護課長

当然、本人からの申出の保護申請、それから福祉事務所における窮迫している状況だろうという判断で職権で保護する場合、この二通りがございますけれども、ここ3年間ぐらい、ちょっと今日は資料を持ってきませんでしたけれども、確かに平成15年か16年に職権で1件保護を開始したケースがありましたけれども、そうたびたび職権で保護というケースは出ておりません。

若見委員

はい、わかりました。今回の手引というものでは、就労状態にある被保護者に対して、毎月収入の申告をするよという趣旨であったかなど。法的根拠はなくて、むしろ生活保護法からいえば、第61条「届出の義務」というものがありますが、その中では収入に変動がある場合に申告しなさいということで限定していますが、小樽市では今どのように業務されているか、お尋ねします。

(福祉) 吉岡主幹

今回の手引は以前から、国の通知、いわゆる保護の実施要領の中では、実施機関において就労可能と判断された方に対しては、就労に伴う収入の有無にかかわらず、原則として毎月収入申告をしてもらうということになっています。これは就労可能な方のいる世帯については、毎月の収入に変動のあることが予想されるという見方から続いているところでございます。小樽市でも、これに基づきまして、このように収入申告をしてもらっているところでございます。実際に就労している方につきましては、勤務先から出ております給与明細も提示してもらって申告をもらっています。なお、今年度から常時雇用されている等、毎月の収入の増減が少ない場合は、3か月ごとで差し支えないという、そういうふうな項目が新たに加わったのですけれども、しかしそれでも従来どおり毎月見込み認定との誤差が出てきたら、それは月々精算が必要になるという指導が変わっておりませんので、そうすると実際の適用においては疑義が生じてまいりますので、この部分は北海道を通じて国に問い合わせをしてもらっております。ただ、今の時点で、まだその取扱いの細かい点についての答えというのは、いただいておりません。ですから、従来どおり毎月収入申告を受けているという状況は、そのまま継続しております。

若見委員

就労している人には、毎月申告をしてもらっている。今これからは3か月ごとでいいなというところだけれども、まだはっきりとした上からのものというのはおりてきていないということで押さえていいのでしょうか。

(福祉) 吉岡主幹

就労している方に対しての部分で、毎月ほとんど給与の収入額に変動がないような固定的な給与の額になっている場合は、3か月ごとでよいというのですけれども、実際の運用において、それだと従来の毎月出てきた申告と見込みでやっている認定額との差を調整しなければならないという作業自体も、もっと薄まってもいいはずなのですが、それもまた毎月やっていくのであれば、3か月に1回もらうことで、どうしてその毎月やることが求められていくのかという質問を投げかけていまして、その部分がまだ未解決なために、そちらの方の運用に変えていけない状態になっております。就労可能な方ということですので、まだ実際には就労していない。けれども、就職活動をしている。就労状況を私たちは把握しなければなりませんので、そういう方たちの状況につきまして、毎月、今月も無収入でしたと。そういう意味での収入申告も多くいただいています。

若見委員

わかりました。

今、ケースワーカー1名当たりが担当するケースの件数が80件、これが国の基準になっていると文献などを見るとうてくるのですけれども、その基準を超えて1名の担当者が100件も300件も抱える都市というの、全国を視野

に入れるとあるそうですが、日々、本当に難しいさまざまな担当を抱える方々、御苦労だと思いますが、小樽市は 1 名当たりの担当件数はどの程度になりますか。

(福祉) 保護課長

社会福祉法第16条で、現業員の定数ということで国から標準数が表示されていまして、小樽市の場合は、ケースワーカー 1 名に対して80ケースということでございます。現状は、10月末現在で保護世帯が若干増えまして、80ケースで割り返すと43名のケースワーカーが本来からいけば必要になるのですけれども、今年4月の異動時期に1名増はなったものの、現在は3名の欠員状態ということになっています。

若見委員

そうしますと、本当に80以上のケースを抱えながら、業務に当たられているのかなど。それで、担当者も異動などでかわるときがありますね。そのようなときに、そのケースすべてを引き継ぐことというのは、本当に至難のわざだというふうに思いますし、気をつけてかかわっていかねばならないケースというものを抽出していくことすらも困難だろうと。比較対照にはならないでしょうけれども、ケアマネジャーのケアプラン作成というのも、当初50件だったものが今35件というふうに変更されてきていますよね。それで、本当にそういう意味では、もともと80件そのものも大変な基準だというふうに思いますが、現場が今一番ケースをたくさん抱えるということで、最も困難だと思うようなことは何かということを知りたいと思います。

(福祉) 保護課長

ちょっと視点がずれるかもわかりませんが、現場でこれだけのケースを持っていて、一番困ることというのは、やはり先ほどから申していますように、標準数の80を的確にクリアしていくということが、先ほどから御質問をいただいています適正な保護行政をするために、本来ケースワーカーと保護受給者との信頼関係に成り立つ業務でございますから、やはり件数が増えることが、逆にケースワーカーが一人のケースに親身になって、その方の自立支援をしていくというのが、非常に難しい状況になりますので、一番大変な部分というのは、ケースワーカーの配置を的確に確保していくということだというふうには考えております。

若見委員

今後、可能な限りこの基準に近づけるような人員の確保ということでの何か方策みたいなものはあるのか、お尋ねしたいと思います。

(福祉) 保護課長

これはあくまでも人事当局にこの標準数に見合う職員配置をお願いしていくということしかないというふうに考えております。

若見委員

それでは、現場も大変だと思います。保護を受けている方も、これから保護を受けたいと思う方もお互い大変だと思うのですけれども、ぜひこれからは温かく市民を見守っていただきたいと思います。

ワーキングプアについて

ワーキングプアの問題について何点か聞きたいと思うのですが、今ワーキングプア、働く貧困層と言われておりますが、その数は400万世帯とも生活保護世帯の10倍との研究も出されるほどなのです。背景には依然として300万人を超える失業者がいたり、非正規雇用などの問題は十分にあるとは思いますが、これらの情勢をどのようにとらえていくかということですが、いかがでしょうか。

(福祉) 保護課長

今まで生活保護の流れで御質問をいただいていますので、私から答弁をさせていただきますけれども、ワーキングプアがなぜ増えたかという私の認識でございますけれども、これはバブル崩壊後、企業が生き残るためにいろいろとコスト削減をしていく。その中で、当然、人件費削減が大きなポイントになる。その中では、今までは正社員

を雇用していたのを、パートとか、派遣社員、契約社員などの非正規職員の雇用をしていく。こういう雇用構造の変化がワーキングプアの人方の層を増やしていったことにつながるのだらうというふうに理解しております。

若見委員

本当に多くの論を待つまでもなく、格差と貧困の広がりというものが全くもって自然現象ではない。経済政策の結果であるということに間違いのないのではないかとこのように私も思います。再チャレンジという表現をする方もいれば、自己責任という方もいる。また、生活保護制度が貧困者を閉じこめるのではないかとこのように考え方をもち、このワーキングプアの問題を考えている方もいるようです。また、個人が貧困と闘うよう支援していくことが必要なのではないかという見解を持つ方もいるということ、さまざまな資料や新聞記事等で見ましたが、それにしても、いろいろな層がこのワーキングプアということに興味を持っており、関心があるということなのだと思うのですが、ただ、解釈はいろいろあったにしても、生活保護水準以下の就労収入しかないことから、生活保護を受けている人というのは、大づかみで16パーセントということです。小樽市にもこういう方々がいるのではないかとこのように思うのですけれども、まさに福祉というものが市民の幸せを願う、その原点になるのではないかとこのように思っているのですが、さまざまな生活基盤を法的に支える仕組みというものが、これから本当に大切になっていくのではないかとこのように思いますが、そのあたりで考えるところをお聞かせ願えればと思います。

(福祉)保護課長

被保護世帯の部分ということの中で、よく委員会などで答弁をさせていただきますけれども、保護を受けている方については、高齢者の世帯、それから母子世帯、傷病障害世帯、その他世帯というような構成分けをしてございます。このワーキングプアは、その世帯構成の中でどれに当たるのかといえば、当然その他世帯の部分かというふうには考えます。その他世帯は実質そんなに総体の保護世帯数からいうと多くはないのですけれども、そのような方につきましては、保護課としましては、その方々が低収入でなかなか自立ができない。けれども本人は稼働能力があって、もっと高収入を得たいという希望があれば、保護課にはハローワークOBの就業指導員がいます。就労自立支援ということで、この方を配置しているわけですけれども、この方に就業相談を受けていただく。または、その低収入から高収入にということで、スキルアップを図るために、何か資格を取りたいという方につきましては、生業扶助の中の技能修得費を利用して、そういうものを取っていただくという制度もございまして、実際には過去3年間ぐらいを見ましても、これは女性なのですけれども、この技能修得費を使ってヘルパー資格を取って、保護を脱却した方もいまして、そういう部分では、実際に保護を受けている方という限定ですけれども、そういう制度を大いに活用していただければというふうには考えてございます。

公的な仕組みということでございますけれども、今のお話のように、被保護者については、そういう制度なりを利用できるわけでございますけれども、そういうワーキングプアなり、また保護のボーダーライン層の方もたくさんいるわけですから、そういう方々が逆に保護を受けることにならないように、そういう意味ではやはりそういう方々に対する支援が、どういう制度がいいのかというのはわかりませんが、そういうのは当然必要ではないのかという考えは持っております。

若見委員

生活保護制度ですべてを補えるようなものでもなく、ワーキングプア問題というのは、本当に全体の問題であって、保護課長に答弁をしていただいておりますけれども、平成13年くらいに厚生労働省が水道や電気料の滞納者に生活保護などの紹介を含めて対策をとるようという具体的な通知を出しているということもわかったのですけれども、それほど幅広い視野で生活に困る方々を助けようというようなことだというふうに思うのです。「朝日訴訟」というものもありましたが、人間らしい生活を保障するための予算は、優先的に組み入れるということを真っすぐに受け止めて、今までいろいろなやりとりをしてきた中で、小樽市は頑張っており取り組んでいるのだということもわかりました。市民の暮らしを守るために、いろいろな問題を抱えながらも、背景にはこのワ

ーキングブア問題もあります。市全体で大いに議論していただきたいということを強く要望したいと思うわけです。

乳幼児医療の現物給付について

では、乳幼児医療制度、市外でも現物給付ということで求めてきましたが、今、市内の小児科ベッド事情からいってもちょっと大変なので、せめて公的な支援として、市外の対応の充実というものを求めてきているものですが、第3回定例会で取り上げましたけれども、その後いかが議論されているかだけ、最後に聞きたいと思います。これは本人の意思に関係なく、子供や親の意思に関係なく、市外に紹介される場合や救急搬送されてしまう場合もあるという問題も含んでいますから、十分に議論はされていかなければならないとは思いますが、現在のところでの経過をお聞かせしていただければと思います。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

市外受診に対します乳幼児医療の現物給付についてでありますけれども、第3回定例会までの御意見を踏まえまして、他市の実施状況などにつきまして照会してきたところでございます。またこの間、北海道の総合計画の課題として、北海道全体で現物化が図れるような取組についても要望してまいりました。

一応、他市の実施状況などでは、実施している市におきましての課題なども大体見えてまいりましたので、引き続き、これらのことを参考にしながら、研究してまいりたいというふうに考えております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

成田委員

安全で安心なまちをつくる条例案について

今朝、若竹町の交差点の陳情の件で視察してきました。それで、今定例会に条例案として出されている「安全で安心なまちをつくる」ということで、それに関連してお伺いしますけれども、これは交通安全だけの安全なのですが、それとも生活の安全なまちをつくる条例をつくらうとしているのですか、それについてお尋ねします。

(市民) 総合サービスセンター所長

「小樽市安全で安心なまちをつくる条例案」ということでございますけれども、これにつきましては、一応目的といたしまして、「この条例は安全で安心なまちをつくる取組に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それぞれの施策の基本となる事項を定めることにより、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例、北海道交通安全基本条例、その他の関係法令と相まって、安全で安心なまちをつくる取組に関する施策の推進を図り、もって市民及び観光客、その他小樽市を来訪する者の安全を確保し、これらの者が安心して暮らし、または滞在することができる地域社会の実現を図る」ことを目的としているということでございます。

成田委員

やはり安心して生活できるということもかかわっているんで、それでちょっとお伺いしたのですけれども、以前から何回も聞いているのですが、放置されている空き家の隣の人というのは、安心でないのです。安全でもないのです。その空き家をどう今まで処理して、これからも処理していくのか、それをどのような対応策でやっていくのか、そういう面はどうでしょうか。建築指導課でしょうけれども、市民の安全ということで、条例がここに載っているから。

(「建築指導課でないの」と呼ぶ者あり)

委員長

別な観点からお願いします。

成田委員

条例の中の一つですから、市民部がそういうことであるのであれば、これも庁内で議論されたときに、建築指導課にこういうことも話されたということも話していただきたいと思います。市民が一番迷惑するのは、こういう観点がありますので、条例をつくる以上は、条例が制定されたから、あとは放置しておくということにならないような方策をつくっていただきたいと思います。

それと加えて、交通安全の面で、これは教育委員会かなと思うのです。通学路というのは指定されておりますね。その中で歩道が設置されて、それも T 字路で、例えば右側の道路に歩道ができています。T 字路で向かい側に渡らなければ歩道がないという状況があります。その向かい側に渡るためには、横断歩道が必要な道路があるわけなのです。その横断歩道をつくることは考えられるのでしょうか。

(市民)生活安全課長

道路がつくられるかどうかという部分は、道路幅員とか、車両の通行とかを含めて、建設部所管でトータルで考えるものというふうに考えていますので、私からは、そこまで断言して答弁はできかねるかと思います。ただ、歩道があつたりなかったりということで、横断歩道がない場合の危険という部分については、私どもで各小学校あるいは幼稚園、高齢者も含めてですけれども、交通安全教室を実施しています。特に小学校低学年とか幼稚園につきまちは、歩行指導ということで、現実には幼稚園、学校の周りを歩行して一緒に指導員がついて指導しております。信号機のある横断歩道につきまちは、当然のことながら信号機の指示に従って青になってから渡りますというような指導、それから横断歩道だけの道路については右を見て左を見てと、そしてさらに右を見てということで、車に注意をしながら渡っていただくというような指導は、交通安全教室の中でも実施してございます。

成田委員

これはやはり大事なことなのです。各学校の登下校時には、交通安全女性指導員、これは生活安全課で指導していると思うのですけれども、各交差点、信号機の設置されている交差点に多く交通安全女性指導員が指導に当たっていますけれども、こういうほかに危険な地域というのはたくさんあると思うのです。交通量が激しかったり、横断歩道のないところで指導に立たなければならない道路に、そういう指導員がいない場合がある。そうすると、子供たちというのは勝手に行き来しますので、こういうのを見受けられたことというのがあるのですけれども、交通安全女性指導員を管理しているのは小樽市だと思うのですけれども、指導を危険な箇所へ充てるということはどうでしょうか。

(市民)生活安全課長

今、成田委員がおっしゃった歩道あるいは信号機のない交差点、住宅街にはそれこそ見当がつかないほどあるかと思っています。実際にそれらの所に指導員をとということではなくて、私どもが先ほど申し上げたように、学校での交通安全指導、それから当然その際には校長、生活指導の教員、それから町会あるいは老人クラブにも安全教室ということで、実際に安全教育をしてきています。数限りなくある交差点にすべての指導員をとということではなくて、地域の方の安全は地域の方で守っていくというような声かけとか、そういう地域での自覚といいますか、認識といいますか、そういう部分を盛り上げて、子供が渡ろうとするときに車が来れば「危ない」、「注意して」というような指導をしていただきたいということで、機会あるごとに町会なり学校には指導協力をしていただくようお願いしてございます。

成田委員

いや、そういうのはわかるのです。1人しかいないわけですから、学校から児童が一番集中して来るところに、交通安全女性指導員が立つのはわかるのですけれども、だれが見ても危ない、そういうところに必要だということが見受けられるから、それは地域ごとにこういうところが要注意という点があったときには、町会にもこの点が見受けられることを働きかけてもらえるような指導をしていただきたいと思っていますけれども、生活安全課長は、

このことを町会に話したことはありますか。

(市民)生活安全課長

話をしたことがありますというのが結論でございますけれども、もう一つ学校によってはという言い方が極端で、私も教育部の部分で詳しく100パーセントわかっているわけではないので、そういう言い方になりますけれども、学校においても、言葉は悪いのですけれども、学校帰りの危険な場所とか安全でない場所とか、そういう部分のチェックをし、マップをつくってきているというふうに向っていますし、学校はそのマップを基に、いわば登下校、放課後、それらの部分については当然PTAにも回しているというふうに向いていますので、そういう形の中で交通安全を確保していただければというふうには思っております。

成田委員

やはり「小樽市安全で安心なまちをつくる条例案」の一つの中に、こういうことも考えられるという面があると思うので、ぜひ条例をつくる、施行される段階まできちんと根回しをして、これを安全なものでいきたいと思っていますので、ぜひこれを進めていただきたいと思っています。

食中毒事件について

次に、保健所にお伺いしますが、飲食店でノロウイルスが発生しました。それで、この原因が飲食店の従業員の中でノロウイルスにかかった人がいた。それで営業停止をしたわけですね。その従業員はどこからノロウイルスを受けたのかは検査済みですか。

(保健所)生活衛生課長

今回の食中毒事件の中で、飲食店の従業員の検便からノロウイルスが出たのですけれども、この原因については特定できませんでした。ただ、便の方からは出ているということで、何らかの手洗いの不足などによって、食品に付着して、それで食中毒を起こしたものと考えております。

成田委員

そうしますと、飲食店で、飲食業務の中でノロウイルスにかかったから、それで営業停止という形になったのか、それとも保健所の検査の中で、ほかのサービス業でそういうノロウイルスにかかった従業員がいて、そしてそれにノロウイルスが感染した場合には、どういう状況になるのでしょうか。

(保健所)生活衛生課長

食中毒ですので、あくまで飲食店で提供された食品の中に原因のノロウイルスがついていて、それから食中毒が起きたので、食中毒の事件という形になります。

保健所次長

この飲食営業というのは、食品衛生法に基づく営業許可を取っておりまして、この許可で営業するに当たりましては、いろいろ法を守っていかなければならない。今回のこの件につきましては、先ほど生活衛生課長からも報告しましたように、調理従事者、それから食べた方からノロウイルスが検出されたということで、これは食中毒であるということで結びついた中で、行政処分をしたということですが、他のサービス業等になる場合は、保健所としてこの法で所管をしている部分については、こういった行政処分はあるかと思いますが、それ以外の部分については行政処分というものはないと思います。

成田委員

中毒症状を起こした。ノロウイルスそのものでおう吐と下痢が起きるわけですが、そのことによって食品が二枚貝から起きた食中毒だったのか、それとも人から人にうつった感染ルートか、そのことでノロウイルスが発生したもので、その辺の営業停止というか、そこまで踏み切った原因の中に、飲食業として経営をしている以上は第1号の責任の度合いというのが発生するのです。我々は素人なものですから、そういう営業者に対して少し厳しいのかなど。実際、その営業していた店は、今閉店しているのです。もう営業をしませんと、そういう札を立て

ているのです。それが原因なのかと思っていますけれども、そこまでなったのかと思いました。その点についてはどうなのですか。その原因がはっきりわかれば、そこまでいかなかったのではないのかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

保健所次長

今回の中毒事件につきましては、検査を実施するという事で、営業者とそれから患者の便を検査するのですけれども、その中でノロウイルスの検出があった。あくまでも食品営業者という方たちは、やはり食品衛生を守るという立場ですので、社会的な責務が非常に大きなことになっています。今回の場合は明らかに食中毒ということで、その店で作された食品、それから調理従事者というものが、我々のいろいろな疫学調査等から完全に一致をするという部分で行政処分をしたということでございます。

成田委員

やはり小樽でも営業活動してかなりの人気のあった飲食店だったと思いましたが、これはそういう影響によって、店を閉めざるを得なかったのかと。それではちょっと営業者に非常に厳しい、かわいそうだなと、そういうふうに思われますけれども、今後の対策の中にノロウイルスの脅威ということが、やはりそういうふうを受け止めざるを得ないのかと思いましたが、できるだけ早くノロウイルスが沈静化するような、そういう方策があればと思います。保健所でいろいろ説明会を行ったりしていますけれども、これについてはどのような対応の仕方、ただ説明だけで、ただ手洗いをしなさい、それだけのことだけなのでしょう。

(保健所)健康増進課長

先日のノロウイルスに対する説明会でございますが、こちらについては医療機関、それから保育所、幼稚園、学校、企業等、そういったところに集まっておきまして、それで注意喚起をしているわけでございますけれども、一般的なノロウイルスの症状、特徴、それから実際におう吐とか下痢をした場合の、消毒の取扱い方とか、そういったものを指導しております。

成田委員

この暮れになってから、このノロウイルスがかなり発生しているものですから、小樽の経済への影響もでるのではないと思うぐらい、ノロウイルスにかかっている患者があちこちで見えますので、できるだけ早く手を打っていただきたいと思っています。それは我々市民が一人ずつ予防に努力しなければならないと、そう思っています。

指定管理者について

次に、指定管理者の件でお伺いしますが、これまで市民会館、公会堂、市民ホールの照明や音響などの業務は、大幸総業株式会社に委託しており、この会社には、そういう技術力を備えている人たちがいるのですが、この方々は、どうなるのですか。

(市民)市民会館長

現在、舞台関係などは大部分を大幸総業株式会社にやっておりましたが、指定管理者となってからは、引き続きイオンディライト株式会社とグループとして対応するという事になっています。

成田委員

今回初めて市民会館に指定管理者制度を取り入れることになるのですが、ライトや音響などは、市の職員も取り扱っていたのですか。

(市民)市民会館長

市民会館の場合ですけれども、市の正規職員が1名と臨時職員が1名、市民センターの場合は、臨時職員2名で対応していました。

成田委員

今度、指定管理者になっても市の臨時職員の方々はそこに加わるのですか。その辺はどのような状況になってい

ますか。

(市民)市民会館長

今まで舞台関係業務は、市民会館は、大幸総業株式会社の社員 3 名と市の正規職員 1 名、臨時職員 1 名の計 5 名で対応しており、市民センターは、大幸総業株式会社の社員 3 名と市の臨時職員 2 名の計 5 名の体制でやっておりましたけれども、今後は、イオンディライト・大幸総業グループで各施設に 3 名ずつの社員を配置し、計 6 名で対応するという事です。

成田委員

それでは、すべて今までどおり機能には支障ないような状況でやれるということなのですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

わかりました。それであればいいです。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 2 時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

大橋委員

「小樽市次世代支援行動計画～おたる子育てプラン～」について

今日、この「小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～」が出てきますから、これを中心に質疑をしようというふうに考えていました。何日も前に資料を渡されていましてから、中を見ていたのですが、それでいざこの場で質疑をしようと思えば、先ほども所管違いという言葉が質疑の中で出ていたのです。けれども、結局この中には出ていることに基づいて質疑をして、それで所管違いという言葉が出てきているのです。例えば「地域における子育て支援の推進」の部分などでも、「放課後児童健全育成事業」でも、これらは生涯学習課の関係ですし、青少年課、指導室、学校教育課、建築住宅課、それから商業労政課。要するに、なぜこれが今日の厚生常任委員会の資料として出てきて、これを基に討議をできない体制の中でのしなくてはならないのかという問題があるのです。本来、子育て支援課がまとめたから、こういうふうに出てきているという意味かとは思いますが、本来的にこれはいわゆる企画政策室あたりから提出されて、結局これだけの資料が出てくるわけですから、予算特別委員会の中で議論すべきものだったのだと思いますが、福祉部長、その辺はいかがなのでしょう。

委員長

今の委員の疑問に対して、まず基本的見解を申し述べてください。

福祉部長

この子育てプランなのですけれども、この国の少子化という流れの中で、やはり今後の国全体で子育てをどうするかということで、昨年の 3 月に小樽市でもこの子育てプランに全庁的に取り組むということで、つくられた計画なのですけれども、確かにこの内容としては子育て支援課が中心になって、各部局の内容を、プランそのものがそういう視点でつくられているということで、今回はそういうことで 1 年間の進ちょく状況をきちんと報告しなければならぬということで、考えたものです。

そして、この取扱いなのですけれども、この部分については、総務部にも進ちょく状況の報告ということで、どのように取扱うか相談をしたところ、子育て支援課が厚生所管ということもあり、厚生常任委員会で報告をすることで、取扱いをさせていただきましたけれども、今、大橋委員からこのようなお話がありましたので、今後についてもう一度どういったところで報告をさせていただくことが適正なのかどうか、その辺をもう一度考えさせていただきますたいと思います。

委員長

こういうことを前提にして。

大橋委員

困り果てているのですけれども。

もう今年も終わりですから、こういう形で資料が出てきたことに対しては評価をします。少しでも早く資料が出てくるということに対しては評価をしますのでけれども、ただ今日これを基に質疑ができない、まず不可能だというふうに、私の興味ある部分は担当課が違いますから、それについては委員として非常に困っているということは、十分御理解をいただきたいと思います。

小樽市温暖化対策実行計画について

それで、この「小樽市温暖化対策推進実行計画」についてお尋ねしますが、この中の数値などについては、以前にも読んでいますので、そのところは今日はお尋ねしません。ただ、この中で「温暖化防止に向けた取組」というのが13ページ、14ページにあるわけなのですけれども、その中で「事務用品の使用量の削減に向けた取組」というのがあるんですね。それで、いろいろ細かくて決めて、皆さん大変だと思うのですが、大変だと思うのと同時に、前から疑問に思っていたのが、いわゆる議員に対して資料を持ってくるときに、封筒に入れて持ってくるケースが結構あるわけです。それで、直接もらうときもあれば、机の上に置いておいてくださいということで、置いておいてもらうケースもあるのですけれども、そのときに、結局真っさらの大判封筒で持ってくる課と、それから例えば北海道とか、そういうところから来た使い回しの封筒で持ってくる課、それと一番丁寧なのは、北しりべし廃棄物処理広域連合ですけれども、あそこは大判封筒の上に議員の名前まで印刷して持ってくるのです。確かに従来の感覚からいえば、議会に対して、議員に対して資料を出すときに、きちんとそういうどこで使ったかわからない封筒を使ってはいけないという感覚がまだ残っているのかもしれないのですが、けれども職員がこれだけいろいろな利用に努めているわけですし、もう議員に対しても内部と同じことですから、そういうふうに真っさらな封筒で持ってくるようなことは、全庁的に考え直してもいい時期ではないかというふうに思うのですが、その辺はいかがお考えですか。

(環境)環境課長

私が答弁すべきかわかりませんが、基本的には職員の中には真っさらの封筒で書類を入れてというのは、大分見られなくなってきたのは事実です。ただ、今、大橋委員がおっしゃったとおり、議会という中で、中の文書が外に漏れたらだめだとか、議員に対する敬意も含めてですが、まだそういうふうに行っている課も、中にはあるうかと思います。今後こういうお話も出ましたので、総務部と議会事務局にも相談しなければなりませんけれども、そういう方向での取扱いについて、今後使用済みの封筒を使うようにというようなことを相談しながら、結果に基づいて庁内LANで周知していきたいというふうに考えております。

大橋委員

結局こういう大っぴらのところでなくて、単に総務部長に話すとか、そういうたぐいでもいいのかなという思いもあったのですけれども、けれどもやはりこういう公式の場で、こちらから率先して、そしてさらに議員の中にはうっかりすると、今度汚い封筒を持っていったら汚いじゃないかと怒る人もいるかもしれないので、そういう御迷惑をかけてはいけないと思いましたので、今、小樽市温暖化対策推進実行計画に引っかけて話をさせていただいた

次第です。これは慎重に、けれども、やはりもうそういうふうを考えていい時代だと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

指定管理者の選定について

それでは質問で、先ほど指定管理者の問題が出ておりました。それで、指定管理者の選定が行われたときに、私はびっくりしたのですけれども、結局、従来ですと、何となく自分たちのイメージの範囲内にあった企業が応募してくるのかなというふうに思ったのですが、今回はイオンディライト株式会社というのでしょうか、何か全国企業のような感じなのですが、先ほど実績があるとかというお話もされていましたが、イオンディライト株式会社が応募するに至った経緯といたしますか、こちら側からの募集の仕方、それから地元と全く関係ない全国的な企業がこういう形で指定管理者に応募してくることに對しての考え方、その辺をお聞きしたいと思います。

(市民) 市民会館長

今回、公募ということで、私どもはメディア関係を通しまして、全国的に、ほかでもそうですけれども、小樽市の指定管理者については全部小樽市のホームページを通してやっております。その中で、イオンディライト株式会社は、もともとは株式会社ジャパンメンテナンスです。それで江別市において指定管理者をやっているというようなこともありまして、やはり小樽市と江別市は近いですから、そういう情報というのはすぐわかったのではないかなという気がします。地元企業ばかりでなくて、全道、全国に発信しまして、よりよい提案を受けるといような観点から、公募したというわけでございます。

大橋委員

そうなのですね。地元を優先すると、どこかの知事みたいな問題が起きますし、非常に難しい部分だと思うのですが、イオンディライト株式会社と大幸総業株式会社が組み合わさったわけですが、今回の場合は、ほかどこに応募してきたのかわからないのですけれども、差し支えなければ、どこに応募してきたのか示してください。

(市民) 市民会館長

イオンディライト・大幸総業グループ、札幌の日興美装工業株式会社、それから小樽の協和総合管理株式会社、3社が一応提案いたしまして、応募したという形でございます。

大橋委員

イオンディライト株式会社は大幸総業株式会社という小樽の企業と組んだわけですが、日興美装工業株式会社も小樽のどこかの企業と組んだのですか。

(市民) 市民会館長

日興美装工業株式会社は、グループで応募したわけではないのですけれども、舞台関係については、株式会社北海道共立というところでございます。協和総合管理株式会社は単独ということです。

大橋委員

株式会社北海道共立というのは、小樽の企業ではないのですか。

(市民) 市民会館長

はい、札幌の企業でございます。

大橋委員

それから、選定委員会で小樽病院などと同じように委員を選定して決めたというふうに聞いております。選定委員会の委員のメンバー構成というのは、庁内で構成しているのか、それとも庁外の方も入れて構成しているのか、その辺はどうですか。

(市民) 市民会館長

小樽の場合の選考委員については庁内のみでございます。

大橋委員

今、市民会館、それから市民センターという形ですが、いわゆる芸術関係とか、そういう舞台関係、そういう方面にどんどん指定管理者が広がって行って、そんな中で、いわゆる指定管理という問題が、単なる労働力の問題なのか、それとももっと質の高いものを追求していけるのかという問題も出てきているように思うのですが、まずその中で、選定の部分で、いわゆる今回の舞台装置とか、そういう部分も入っているわけですが、庁内だけで、そういう部分を選定していくという形でこれからも続けていっていいのか、それともいわゆる庁外の文化関係の方とかも入れるべきであるというふうに考えているのか、その辺の議論はどうなのでしょう。

市民部長

今の場合ですと、我々は既存の施設を有効的に利用していただきたいということが一つです。やはり新たな取組として、事業計画を持っています。そういった意味合いで、市役所で直営でやっていたときにいろいろと制約がある中で、そういった新たな取組には限界がある。そういった中で、今回の指定管理者制度というのを取り入れたいというふうに動いている部分がございます。いろいろと外部を入れて、文化的な施設に判断基準を求めるといっても確かに必要な部分ではあると思います。ただ、私どもが今までやってきた中でいきますと、先ほど市民会館長の答弁では言葉足らずだったと思うのですが、現在、市が市民会館を運営していく上では、直営と委託部分で舞台業務を平成11年度から7年間ほどやってきている。そういった中で、使っている方々からは、ある意味でのそういった施設を十分に使っていただく上での運営方法等々については異議があるといったことはないものですが、我々としては従来どおりの考え方で既存の施設は運営できるのかなど。そういった中で、新たな取組として、どこまで新たな事業が取り組めるかということなものですから、私たちは、今3年間ということで指定管理者を考えておりますので、そういった中でまた必要があれば考えていくと、そんなふうに思っております。

大橋委員

年金担保の借入れについて

先ほど生活保護について質疑がありました。聞いていて真っ正面から取り組んだ質問で、まず私自身が勉強になりました。ただ、真っ正面から取り組んで生活保護がこうあるべきだという議論のほか、逆に言えば、裏の方からまた考えなければならない問題もあるのかというふうに思っています。

それで質問しますが、いわゆる年金担保の抑止という問題がさっき出ていたわけですが、これはまさに現在非常に争点になっております。現実に私の知り合いで商売上の結局積み重なった借金を国民生活金融公庫に行って年金を担保にして返して、あとの生活は何とか生活保護という発想をした人を私も知っていますけれども、年金担保の借入れというものが、小樽市の場合にはどんな状況になっているのか、それについてお聞きします。

(福祉)保護課長

年金担保を理由に保護の申請をされて、保護開始になっているというケースはございます。昨年度は30件ほど。昨年度、新規で453件保護を開始していますので、パーセンテージからいうと6.6パーセント、年金担保を理由に保護を開始しているというような状況です。今年度も一応11月初めぐらいまでの数字でございますけれども、もう既に19件の保護を開始してございます。

大橋委員

非常に悩ましい問題なので、感想は差し控えながら質問しますが、同じような例で、結構若い年齢にもこのごろ多いのですが、サラ金で自己破産をしてしまう。当然その過程で職を転々とし、本人が結局行って断られているケースのほかに、本人がすぐ嫌になってやめてしまうという一般的な近ごろの風潮なのかと思うのですが、そういうサラ金で自己破産して、それで結局生活ができなくなって貸してほしいというようなケースの相談はございますか、それからまた実際に貸し借りでそういう点はどうですか。

(福祉) 相談室長

ただいまのお話の件でございますけれども、まず結論から申し上げますと、借金を理由に生活が困窮して、生活保護の相談に来られると、そういう事案はございます。ただ、生活保護法第 2 条は、先ほどのお話にもありましたけれども、生活に困窮する理由のいかんというのは原則的には問わないで、現状でどれほど生活に困窮しているかということに着目して、生活保護の相談に乗りなさいというような取扱いになっておりますので、そういった立場で一応対応させていただいております。

大橋委員

それから、市民から「あの人が生活保護を受けているのはおかしいけれども、何でだろう」という指摘が直接来ることがあります。実際にいわゆる生活保護を受けているわけですから、何らかの理由があるわけですが、周りから見れば非常に元気に活動をしている。活動が仕事という部分と歩き回っている部分と、いろいろなとらえ方がありますが、現実にもそういう人たちはいるわけです。そうすると、現在、母子家庭とか、そういうことは全く抜きにして、いわゆる我々の目につくのは、要するに働ける年齢で、主に男性ということになりましょうか、そういうような人々に対する不満というのが市民の方にはあるわけですが、いわゆる生活保護の中で、難しいのですけれども、まず保護を受ける方の理由の比率といえますか、こういう理由でこのくらいの率というものは、大体わかりますか。

(福祉) 保護課長

先ほどの御質問の中で、昨年度は 453 件の新規がありますということで答弁をさせていただきましたけれども、まずその新規の保護を受ける理由で、世帯主の傷病によるケースというのが多くなります。これが 453 件のうち 139 件。そして、こういう今の社会情勢ですから、働きたくても働き口がないということで、今までの手持ち金を全部使い果たしてしまったということで、もう生活が成り立たないということでの申請でございます。これが一番多くて 172 件、先ほどの世帯主の傷病の数というのが 2 番目になります。次に多いのが、働いていた者と離別というのが 27 件、これは離婚により母子世帯となった方が主に申請されているということで、大体この手持ち金が減少してなくなって保護申請するのと、それから先ほどの世帯主の傷病によるもの、それから 3 番目の離別によって生活が成り立たないと、この大体 1、2、3 が毎年同じぐらいの流れで推移しております。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

初めに、報告事項にかかわって 3 点ほどお聞きしたいと思います。

総合サービスセンターの窓口延長について

1 番目、総合サービスセンターにお聞きしますが、窓口延長ということで、3 か月間試行されたというふうに伺いました。まず、この結果についてどのように受け止められているのか、お答えください。

(市民) 総合サービスセンター所長

3 か月間の 8 月から 10 月までということで、13 日間にわたって実施させていただきました。その結果、先ほど言いましたけれども、来庁者総数 100 名と、件数は 181 件ということでございました。あと、その件数の月別による平均でいきますと、1 日当たりですが、8 月、9 月は 7 件、それから 10 月に入りまして、回覧板で周知した関係もあり、大体一日平均 9 名前後ということで増えてきております。

それで、来庁者にも非常に好評であったというふうに思っております。

高橋委員

私も大変いいことだというふうに思います。今後ですけれども、これについては、どのように考えられています

か。

市民部長

今、総合サービスセンター所長から答弁したとおり、利用していただいております。ただ、実施時期が8月から10月までということになっていたものですから、今、考えているのは、やはり転入・転出の時期が集中します3月から5月ぐらいまでもう一度試行しまして、そういった中でこういった需要があるのか。もう一つはこの窓口、昼間と同じ状態で開放していますから、当然このサービスセンターは本庁に来なくてもできる業務というのはたくさんあるわけですが、そういったPRをかねて、今回、実施しているものですから、先ほど所長からも言いましたけれども、若干人数も増えてきている部分もあります。そういったPRもかねまして、今そのような形で考えているところでございます。ただ結果を見て、その後どういうふうにしていくのか、改めて検証していきたいというふうに思います。

高橋委員

部長に1点だけお聞きしますけれども、例えば他都市へ行くと、住民票などの自動発行機があるわけですが、いろいろお話を聞くと、費用対効果で賛否両論あるということでお話を伺ってきましたけれども、小樽としてはこの自動発行機を視野に入れているいろいろ検討しているのかどうか、その点教えてください。

市民部長

私どもも職員に実際に自動発行機で業務をしているところを見せました。そういった中でいきますと、やはり初期投資といいましょうか、そういった中でかなり費用もかかるという部分もあるものですから、私どもとしましては、今言ったようにサービスセンターを市民の皆さん方が利用しやすい場所で開設をしているものですから、そういったことも見ながら、あわせて自動発行機につきまして、今後、他都市の状況をさらに研究したいというふうに思います。

高橋委員

所管の扱いについて

次に、「おたる子育てプラン」の件ですが、先ほど大橋委員も言われていましたけれども、私もこれを見せてもらって、今日、質問しようと思ったら、やはり半分以上は所管外ということで、なかなか難しい。簡単な説明でしたので、何点かお聞きしたいと思っていたのですが、私の要望としても、やはりこれはいろいろなところで聞けるような場所を設定してもらった方がいいというふうに私も思います。まず、そのように要望しておきたいと思いますが、福祉部長の答弁をお願いします。

福祉部長

先ほども大橋委員からございましたけれども、確かにこの中身がやはり福祉だけではなく、各部局にまたがっている部分があります。だから、そういう関連性からいきますと、こういったところでたまたま総務部サイドと相談したときには、これまでの流れからいって、そういうことかなということで取扱いをさせていただきましたけれども、先ほどもお話がありましたので、こういう形ではなく、そういう関連性のある総合的に皆さんの御意見を聞けるような、そういう形でもってやっていかなければならないというふうに考えております。

高橋委員

ぜひそのように要望したいと思います。

おたる子育てプランについて

資料の中から何点か福祉部にかかわる部分をお聞きしますが、まず1ページの一番上、一時保育事業、事業計画の目標は、実施保育所の拡大ということで拡大されているようですけれども、この内容をもう少し詳しく説明願います。

(福祉)子育て支援課長

事業の内容についてでありますけれども、一時保育事業というのは、ただいま民間の保育所、認可保育所 2 か所
で実施しております。通常保育の入所基準に満たない子供を預かる仕組みでございますけれども、保護者が一時的
に冠婚葬祭、病気など、さまざまな理由があるかと思っておりますけれども、一時的に、それから緊急的に保育を要する
ような子供を預かります。それで、1 か月当たり12日を限度ということで、原則登録をしていただいた上で御利用
していただいております。1 回当たりの利用料金につきましては、3 歳児以上の方については1,300円、これに給食
というか、おやつ代250円を含めて1,550円、それから3 歳未満の小さい子供につきましては1,700円プラス250円、
そういった料金で使っていただいているところでございます。

今回、プランの方の位置づけにつきましては、事業計画目標、平成21年度までということで網掛けをしてござい
ますけれども、欄外の網掛けの部分のうち下線分が平成17年度の拡大事業のという位置づけですので、これにつき
ましましては、若干需要もあるということで、今後2 か所になって増やしていかなければならないのかは、その必要に
よって検討してまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

それで、事業量については、別表にあるのかと思ったら、もう箇所数しか載っていないわけですね。それで、具
体的な件数というのは押さえていますか。もしわかっていれば教えてください。

(福祉)子育て支援課長

直近の数字でございますけれども、1 か所は平成 2 年度からやっております。それから、もう一か所は16年度か
らということなのですけれども、15年度で1 か所、1,202名の延べ利用人数がございました。それから、16年度につ
きましては2 か所で1,456名でございます。それから、17年度につきましては、2,104名の延べ利用数となっております。

高橋委員

着実に伸びているということですね、わかりました。

それからもう一点、次の 2 ページ、「保育サービスの充実」のところですが、待機児童の解消ということが
載っております。定員拡大が10名ということでしたけれども、この中身についてもう少しわかりやすく願いま
す。

(福祉)子育て支援課長

14番目、「待機児童の解消」についてでありますけれども、平成17年度の保育所の定員数1,515名、これに少し
も近づけていくという中でございましたけれども、銭函保育所で増築をいたしまして、10名の定員増を図ってござ
います。

高橋委員

この待機児童の定義については、いろいろあると思うのですけれども、小樽市内では待機児童というのは実際の
のですか、いないのですか。

(福祉)子育て支援課長

ここ数年、子供が保育所に入れないということで、お待ちいただいていたことが長らくありましたけれども、今
年度に入りましてからは、かなりのあきの部分が多くなってございます。現在、12月 1 日現在の定員では、公立615
名、それから私立が915名ということで、合わせて1,530名になってございますけれども、これが両方で合わせて1,595
名ということで、若干上回ってはおりますけれども、ほとんど民間保育所で受けていただいているところでありま
す。このうち、現在 4 か所の保育所で入所待ちをしている子供が12名いるところですが、この方々の内容に
つきましては、就労のために就職活動をしたいということで希望されている方であるとか、それから育休中で明け
たら預けたいというような方がほとんどでございまして、現に保育に欠けている状況という部分については、現在

のところそう数が多くないということから、ほかの定員を満たしていない保育所もある中では、新定義、旧定義という言い方があるのですけれども、新たな定義で申し上げますと、およそ30分ぐらいの距離の中にある保育所が、別に定員が入れるという状況の中で待っていただく部分には、待機児の押さえは今はされないというのが国の考え方でございます。

高橋委員

わかりました。

それで、全体を通しての感想というか、要望と申しますか、ちょっと見づらいつと思った点は、事業計画、事業計画目標に対して、現在どうなのかというものをもう少しわかりやすく、例えば数値化するとか、もう達成しているとか、いや半分だとかという、そういう評価の欄があってもいいのかというふうに思いますけれども、そうすると一目見て、例えば市民の方がこれ見ても、これは達成できているのだなと、これはなかなか難しいのだなとかという、その内容がわかるのかというふうに思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

当初、この計画を持つときには、そういった数値で掲げるのが本来であったのかというふうには思うのですけれども、当初からそういった数値については盛り込まないで、一般的には文言的な整理でとどめられているのかと思います。確かに部分的には保育所の先ほどの待機児童の解消の部分のように、認可保育所の定員が1,555人、これを平成21年度までに目指すというような部分もございますし、それから12番の「つどいの広場事業」のように、新設1か所というような、多少ですけれども、数値目標といいたまいますか、箇所数などで表せるという部分がありますけれども、総体的には継続、充実、拡大というような文言が多いというふうには私もちょっと感じているところでございます。

高橋委員

今回、代表質問でも質問させてもらったのですけれども、事務事業評価システム、これを考えていくと、やはりなるべくこういう事業については、結果どうだったのかというのがわかりやすいような、そういうシステムをやはり考えていくべきだろうというふうに私は思っているのです。それで、全課共通のフォーマット1枚と、それから個別のこういう計画のもの1枚という形で、一覧にしてもう少しわかりやすく、詳しいことはこういう進ちょく状況とか、プランの結果状況をつけるというような、そういうやり方に変えていかないと、これではよくわかっている方はわかりますけれども、見づらいのかなというふうに思います。子育て支援課長が言われたように、拡大となっているけれども、ではいくら拡大したのか、目標に対してどのぐらい拡大できたのかということがこれではわからないわけです。ですから、そういう面ではもう少し工夫をしていただいて、来年度に向かっては、もう少し欄を設けてもらって、パーセンテージとか、具体的な計数とかがわかるような評価の表、欄、それをつくってほしいというふうに私は思っていますがいかがでしょうか。

福祉部長

今まとめの内容についてお話がありましたけれども、先ほどの厚生常任委員会での報告がいいのか、それも含めまして今の結論から言いますと、十分検討させていただきたいと思っております。

これは、初めての子育てプランの進ちょく状況についてのまとめでございましたので、初めて手がけたという部分もございまして、例えばこれが別表になりまして、一々別表を探さなければならないとか、これもまずございました。そういうことも含めて、担当者となれば、逐一内容がわかっているわけなので、このとおりでよかったのかもわかりませんが、やはり第三者の方によく見ていただく。おたる子育てプランも、私たち自身も特にこれから力を入れていかなければならない内容でございますので、この部分については、数値化がいいのかも含めて、わかりやすい内容、こういったものがいいのかも含めて、十分次回に向けて検討させていただきたいというふうに思います。

高橋委員

いずれにしても、中身をよく見ていくと、わかりやすい部分もありますし、これについては私は評価をしています。ですから、もう少しそういうふうに進めていただければという要望でしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

小樽市温暖化対策実行計画について

それから、報告事項のもう一点は、温暖化実行計画についてです。今日もらったのでざっとしかまだ見ることができていないのですが、12ページ、それで北海道と小樽と表にしてわかりやすく載っております。私の見方がいいかどうか確認させてほしいのですが、上は北海道、下は小樽の表になっているわけですが、北海道は基準年に対して18.6パーセント増加している。それから、小樽は逆に5.5パーセント減少しているという、単純なそういうとらえ方でよろしいですか。

(環境)環境課長

12ページの表3の4と3の5だと思いますけれども、北海道というのはこれは北海道全体を意味しています。これは北海道庁とか、そういう組織ではなくて、北海道の全体の数字が基準年、平成2年から比べて2003年度18.6パーセントと。前の表で日本の数値が載っています、12ページ、表3の3です。これは日本、我が国全体の温室効果ガスの数値といった部分であります。表3の5につきましては、これは小樽市役所の事務事業から出る温室効果ガスの推移という結果でございます。

高橋委員

それで、この3の5の表で5.5パーセントとなっているわけですが、この一番下に目標、排出量の6パーセント削減というふうになっているのですが、これは上の表の5.5パーセントにプラス0.5パーセント足して6パーセントにするという考え方でいいですか。

(環境)環境課長

今、委員がおっしゃったとおり、基本的にはそういう考えでございます。ただ、単に0.5パーセント上積みということではなくて、6パーセント以上を目指そうという考え方でございます。これは推計で平成2年の数値を基に逆算していきますと、京都議定書で削減目標になっています6パーセントに、もう一步、最終のところでは足りないということで、京都議定書の日本のガスを減らすという、事務事業の大きな目標がございますので、まず6パーセント以上を維持・達成することが、当初計画から2次計画をやるに当たって引き続き進行管理とか、そういうことで意識を持たせて減らしていこうという考え方でございます。

高橋委員

それで、見通しを確認したいのですが、あと5年で一番最低で0.5パーセント達成すればいいというふうに私は考えたのですが、これは十分可能な数字かなというふうに私は思ったのですが、今時点ではどのように考えていますか。

(環境)環境課長

これは当初計画と違うのは、当初計画では平成17年度に2パーセント以上を達成しようという考えですが、今回は1次計画というか、当初計画が終わっていますので、実質的に各年度で6パーセント以上を達成していこうと、最終年度ということではなくて、各年度で6パーセント以上を達成していこうという考え方です。見通しについては、ここにも述べさせていただいていますが、市の事務事業というのは多岐にわたっておりますし、当初計画を数字の上ですけれども分析しますと、ロードヒーティングなど市民に直結する部分が大幅に減っている。それから今冬ですから、暖房に関する部分が結構エネルギー消費にかかる部分が最終的に大きく削減されておりますので、今後このエネルギー部分をいかに減らすかによって、数値が大分上下するのではないかと考えています。その意味で、今回の策定会議でこれを決定させていただきましたけれども、冬期の省エネルギーということで、6

項目について策定会議で取り決めまして、各部署に通知していているというようなこともやっております。議会中で、室内温度を高く設定しているようですけれども、これも議会中であってなるべく低く下げようようにしていただいて、温室効果ガスの削減に議員の皆さんも協力していただければ、0.5パーセントは達成できるのではないかというふうに思っております。

委員長

議会の側からは要請していませんから。

高橋委員

わかりました。

それでは、質問に入りたいと思います。

地域包括支援センターの準備状況について

地域包括支援センターについて、毎回の委員会でずっと経過を聞いてまいりました。それで、いよいよ1月からスタートするわけですけれども、現在の準備状況を教えてください。

(福祉)地域包括支援センター準備室長

1月からスタートをいたします三つの地域包括支援センターの準備状況でございますけれども、各法人とも定款の変更とか、あるいは事務事業の説明書とか、いわゆる設置にかかわる準備の事務的な法人としての作業もほぼ終了してございまして、早い法人では11月1日から実際に準備をする人員の配置、遅いところでも12月1日から職員の配置をいたしまして、来年の1月1日開設に向けて準備をしているところでございます。それで、今三つの法人から、実は地域包括支援センターの設置届、これは市に提出をしなければなりません。その提出を受けております。それから、あわせて地域包括支援センターでは、要支援1、2の方のケアプランを作成いたしまして、その1件4,000円の介護報酬をいただくためには、介護予防支援事業所の指定の申請、これも小樽市に指定申請をしなければなりません。それは今月の10日前後に3社から設置届、それから指定申請を受けてございまして、今、市ではその内容を精査中でございます。それでなお、来週の月曜日、地域包括支援センターの運営協議会を開催する予定にございまして、この中で三つのセンターの設置、運営について運営協議会の意見を聞き、それを受けて設置指定をしていくという流れで、今進んでいるところでございます。

高橋委員

それで、前にもお聞きしましたけれども、気になる点としては、市民の皆さんに対する周知それから啓発、これが大事かというふうに思います。それで、現在介護制度を受けている方と、それから来年1月以降に受ける方、対立して2分類かというふうに思うのですけれども、これらについてはそれぞれどのように処置をしているのか、それから今後考えていくのか、それを教えてください。

(福祉)地域包括支援センター準備室長

まず、今の介護保険のサービスを利用されている方、これにつきましては、今月末に有効期限が切れる人については、12月の下旬から介護認定の更新の認定をございまして、その結果、要支援1、2の方については、あなたが要支援1になりました。ついては、今まで居宅介護支援事業所でケアプランをつくっていたのですけれども、今度は地域包括支援センターでケアプランをつくることとなりますというような説明、それから新たな介護予防事業所の名簿、そういったものを介護認定の結果に合わせて、各更新する方に届けて、それを基にケアプランをつくってもらうという流れにございまして、それから、新規の方でございますけれども、まず12月1日の広報おたるで、「来年1月から新しい予防給付が始まる。それから、介護認定の区分が一段階増えて7段階になって、要支援1、要支援2となったことに対して、新たな予防給付が始まります。そして、そのケアプランについては地域包括支援センターで作成することになります」、このように周知したところでございます。実際に新規の方が出てくるのは、来年1月1日以降に介護保険のサービスを使いたいという方でございまして、そういった方につきましては、

結果が出たときは更新者と同じでございますけれども、全般的な、一般的な周知といたしましては、「よくわかるおたるの介護保険」、こういうのを毎年つくってございまして、1月中に各世帯へ配布する予定でございまして、その中に新予防給付、それから地域包括支援センターのことも一緒に周知をしたいと、こういうふうに考えているところでございます。

高橋委員

現在の段階で、課題と問題点を確認したいと思うのですけれども、私のところにも、いよいよ1月から始まるのだけれども何がどういふふうに変ったのかという問い合わせとか、それは今、介護制度を使っていない方が中心なのですけれども、先ほどのその小樽の介護保険のパンフレットみたいなものを配るということでしたけれども、ただそういうのを配っても、やはり直接確認したい、どこに聞けばいいのかということも、やはり当然出てくるわけで、そういう具体的な手当については、どのように考えられていますか。

(福祉)地域包括支援センター準備室長

1月から制度が変わりまして、その違いだとか、特に新たに介護保険のサービスを使う方にとっての相談窓口でございますけれども、まず基本的には相談機能を統合したということでございますので、三つの地域包括支援センターがその相談窓口になります。もちろん、その責任主体として市があるわけですから、市でも介護保険課、それから地域包括支援センター準備室、あわせて御相談は受けますけれども、一義的には地域包括支援センターでそういったお話を聞き、具体的にそれに答えていくということになろうかと思えます。また、一般的な居宅介護支援事業所のケアマネジャーも、その間の介護給付と予防給付の違いなどについても私どもは研修会を開催してございますので、最寄りのそういったケアマネジャーにお聞きしても、内容については十分説明をしていただけるものと考えてございます。

高橋委員

わかりました。

それでは、最後の質問です。

環境部に伺います。

家庭系ごみ収集運搬の委託について

昨日の予算特別委員会でもお聞きしましたけれども、家庭系のごみ収集運搬の委託についていろいろ何点かお聞きしました。それで、まず流れの整理というか、確認をしたいと思えますので、そもそも論みたいな形になりますけれども、聞いておきたいと思えます。

この民間委託については、前から議会の中でいろいろと議論がなされてきました。毎年この発行される清掃事業概要の委託車両のところを見ても、非常に偏った内容になっているというのは、毎回指摘をされてきたわけです。そういうこともかねて、時代の流れもあって、完全民間委託という方向の流れにいったのかというふうに思ったわけですけれども、その辺の説明がなかなか明確になされていなかったために、質問と答弁がかみ合っていなかったというふうに思っております。

それで、もう一度確認しますけれども、そのいろいろ問題点として指摘された過去の経緯から現在に至るまでの経緯について、簡単に結構です。説明をしていただいて、その中でまた質問を続けたいと思えます。

環境部次長

昨日の答弁ですと、言葉足らずのところもございましたので、経緯ということで。現在、直営車両と、それから法人に対する委託と、個人業者に対する家庭ごみの収集の委託、それから資源物については、その収集運搬と処分について許可業者に委託をしている状況でございます。

それで今、市の財政再建推進プラン実施計画の中で直営部門の委託を拡大する方針であります。特に法人の委託の中で、もう既に10月には新会社に2台委託しておりますけれども、そのほかの数多くは1社ということで、かな

りの台数を委託しております。

議会の議論の中でも、委託に当たっては 1 社独占というのはいかなるものかという部分がありました。それから、個人委託につきましても、あくまでも個人なものですから、年齢とか、そういう不慮の災害時にきちんと対応できるのかという問題がありました。そういう中で、許可業者、今既にプラスチックの収集運搬を委託している業者も含めまして、一般廃棄物の許可業者 4 社と、それから家庭ごみの委託を受けている個人業者を含めまして、新会社を設立したということがございます。その新会社につきましては、市が委託するに当たっては、いろいろ経験とか、それからそれなりの委託基準というのがございまして、総合的に検討した結果、今後市が民間委託をするに当たって、新会社を受皿にして委託していこうと。それが 1 社独占やたくさんの小さな会社に委託をするということではなくて、安定的、継続的に市の条例で規定している毎日の市民生活にかかわる家庭系ごみの収集を委託していこうということに、市の方針、スタンスと合致しましたので、そういうことになりました。

昨日の説明の中で、年度途中ということだけでしたけれども、実際の話、年度途中で 7 台の車両を用意するのは当然かなり無理がある。今も言いましたとおり、今後の市の民間委託化に当たってのスタンスというか、基本方針に合致するところがございますので、そういうこともありまして、車を当然減車することになって、使わなくなった車を貸し付けたということがございます。こういう過渡期でございますから、今後、自力で新会社がいろいろなそういう部分でやっていける、いかなければならないということもございますけれども、こういう過渡期の中で、こういう形をとったということがございます。

高橋委員

それで、その新しい委託先会社、その新しい会社をつくったということですが、構成員はここで話せますか。

環境部次長

現在も、収集運搬、一般プラスチック類を集めています。具体的に言いますと、その会社の株主構成といいますか、大森産業、松本産業、小原興業、小樽衛生化学工業、それから個人の委託業者だった長谷川氏です。この方々が発起人になって会社を設立したということがございます。

高橋委員

それで何回も引用しますが、この平成 18 年度版清掃事業概要、これの 28 ページに民間委託のごみ収集車の中身が載っているわけです。3 台が個人の方で 8 台がクリーンサービスということになっております。今後の予定を昨日確認しましたら、2 台は今もう貸し付けている。4 台がそのまま新しいところに貸付け予定だということは、合計 6 台ということですね。ということは、ここの下に来年度は新しい会社の車両がそれぞれ載ってくるということではよろしいですか。

環境部次長

車両は新会社に、もう既に 2 台貸し付けております。

環境部長

補足をさせていただきますと、今の清掃事業概要に民間の 4 社が載っていますが、来年度の資料につきましては、新たに 1 社が加わるのと、もう一つは今既存の業者の部分、個人のところですが、ここが 1 社廃業していますので、これが決定ということがございます。

高橋委員

それで、昨日その貸付料について何点か確認をさせていただきました。貸付料の算定についてメモをいただいたわけですが、貸付基本額と、それから減価償却費、これがプラスになって年間の貸付料になっているという説明でした。

それで、先に聞きたいのが、この貸付基本額の残存価格に対して 6 パーセントを掛けると。この 6 パーセントと

というのはどこから出てきたのか、説明してください。

(環境)管理課長

昨日も説明したのですけれども、車両につきましては、物品ということで、物品の貸付料算出を明確に規定しているものというのはいりません。それで、私どもとしましては、何らかの明確になっている算出基礎を基にというふうな中で、車両については使用に伴って減耗するということも考慮いたしまして、小樽市公有財産規則の中にございます行政財産の目的外使用料の算出基礎が載っていますけれども、その中で、そういう減耗するということも考慮いたしまして、建物に係る使用料の算出方法を準用して算出方法を決めた。その中で、この6パーセントという数字を使っているということです。

高橋委員

そうすると、この小樽市公有財産規則第8条の使用料の中の(3)だと思いますけれども、建物の使用料はというこのくたりの中でいいということによろしいですか。

(環境)管理課長

ただいま委員のおっしゃるとおりでございます。

高橋委員

その6パーセントに出てくるのは、このアの欄、公有財産台帳登録価格に100分の6を乗ずるという、この条文でよろしいですか。

(環境)管理課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

高橋委員

もう一点確認したいのは、減価償却費なのですけれども、取得価格掛ける90パーセントというふうになっております。この資料の中では90パーセント、100分の90という数字は出てこないわけですが、これはどこから持ってきた数字なのか、教えてください。

(環境)管理課長

減価償却費については、一般的な減価償却の計算の方法として、残存価格10パーセントを見まして、残りの90パーセントを償却するという考え方の中で、償却の対象となるのは90パーセントということでのパーセンテージでございます。

高橋委員

それで、私もわからないと思ったのは、次の先ほど(3)のイの建物を参考にしたと言いますから、確認するわけですが、建築費または建築価格の100分の80に相当する額というふうなくだりがあるわけですが、この80パーセントという数字と先ほどの90パーセントという数字は、既に10パーセントの差があるわけですね。これを参考にしたというのであれば、この80という数字が適当というふうには私は単純に思ったわけですが、この90になったその意味をもう一度お願いします。

(環境)管理課長

小樽市公有財産規則で、まずなぜ100分の80というふうになっているのかちょっとわからないのですけれども、先ほど言いましたように、普通一般的な減価償却といいますが、残存価格10パーセントを残した90パーセント等々を償却年数で償却するということなものですから、一般的な手法であります残存価格を除いた部分を償却年数で割ったということでございます。

高橋委員

それであれば、その100分の6という数字も、では100分の6でなくてもいいという、そういう話になりませんか。

環境部次長

今の減価償却費90パーセント、建物で80パーセントではないかということでございますけれども、小樽市公有財産規則第8条の中で、第1項の3号ということでございますけれども、その場合、第4号で同じことをいっているのですが、「土地及び建物以外の使用料は、前後の規定に準じて算出した額とする」ということで、この場合、土地、建物以外のものの部分の中で、通常、物品等につきましては、最終的には10パーセントという部分で90パーセントを使用したというふうに考えております。

高橋委員

私の聞きたいのはそういうことではなくて、単純な話なのです。だから、その(4)、次長の言うのはわかりません。書いてあります。前号の規定に準じて算出なさいというのは出ていますから、だから、管理課長が建物のその数字を使って出したというお話でしょう。だから、100分の6を使うのだったら、100分の80ではないのかというのが私の質問で、何も難しい質問ではないですよ。90と80の違いを確認したいだけです。もし時間がかかるのであれば、今日でなくてもいいですけれども。

環境部次長

再確認いたしまして、後で報告したいと思います。

高橋委員

はい、わかりました。

最後に、昨日もお聞きしましたが、新しい会社に貸付けをしたわけですが、今後の予定として環境部長のお話としていろいろ検討するということでしたけれども、この年間使用料を計算したものをいただきましたけれども、実際には計算していませんから、買った方が安いのか、貸付けの方が安いのか、恐らく業者の方も計算すると思うのですが、平成19年度以降のごみ収集車の貸付けに最終的に持っていくのか、売却に持っていくのか、その辺の判断と考え方をもう一度部長の方からお願いします。

環境部長

ごみ収集車の関係でございますけれども、基本的にはこのごみ収集車につきましては、委託ということで考えていますので、処分していきたいという考え方を持ってあります。ただ、今こういう時期で新会社に委託していく中で、このごみ収集車の処分を新年度ですぐできるものなのか、もう少し様子を見てからするべきものなのかということにつきましては、契約管財課ともこの処分の方法について協議をした中で決めていききたいと思います。

ただ、すべてが新会社に行くということではなくて、例えば四輪車などについては売却、一般競争入札といいですか、そういう方向で売却する予定の車もございますので、それらも含めた処分の方法を検討していきたく思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤(博)委員

私も最初に今日の報告にあった「おたる子育てプラン」について、これは答弁は要りませんが、先ほど来指摘されているように、大変大きな内容を持っていますので、取扱いについては先ほどの福祉部長の答弁を受けて、かえていききたいと思います。例えばの話なのですが、放課後児童クラブの関係で言うと、校区外の児童の受入れを新設したいという記載がありましたよね。これは別口がもしもありませんけれども、市内の実情の中で、校区外の子供を受け入れた試行をやったような話を聞いております。そのときには、例えば学校行事の関係とか、Aという学校とBという学校が学校行事の日程が違うわけですから、いきなり連れてこられた子供が、全然違う学校行事の中に入っていきいわけで、大変苦労したという話もありますし、一方では元の学校の午前中だと、例えばの話で言

うと、午前中どうもぐあいが悪くて、保護者のこともありますので、給食を食べられなかったのだという話があるのだけれども、その子供がやはり午後、元の放課後児童クラブに来るときには、そういう情報というのはクラブの方には全然来ない。受け入れる学校にも来なかったというようなこともありまして、子供の健康状態の把握とか、それから学校行事との兼ね合いで、大変大きな問題があったというふうに聞いていますので、そういったことも含めて、今後こういったところでの議論の場をつくっていただければというふうに思っています。これは答弁は要りません。そういうことがいろいろ書かれているというふうに思っているところであります。

アスベストによる健康被害の救済について

最初に、アスベストのことについてお尋ねしたいというふうに思います。

アスベストによる健康被害の救済に関する法律が施行されて、何か月かたっているわけですがけれども、これに伴う小樽市の現状、取組というのは、小樽市ではこの法律の施行以降、こういった動きがあったのか、まずお尋ねしたいと思います。

(保健所)保健総務課長

アスベストの健康被害救済法に関する対応でございますけれども、この制度は、今まで救済されなかった方を救済するという制度で、当初は新聞なり、また報道等を通じて周知を図ったところであります。あと、4月3日から小樽市保健所でも、同法による国の申請受付とか請求、そういう書類の受付を行ってございます。それで、実際の3月27日に始まりまして、現在まで実際の申請、書類の受付はございませんけれども、七、八件の問い合わせ、相談がございました。

斎藤(博)委員

環境省が所管になると思うのですがけれども、アスベストによる健康被害の救済にかかわる費用の問題で、事業主にこれの負担をお願いすると、そういった角度で検討会が開かれていると聞いていますけれども、この部分について御承知の点があったらお聞かせください。

(保健所)保健総務課長

この救済制度の財源を国とそれから事業主、地方公共団体、この三者で資金を積み立てて運営していくという形になってございまして、その中で事業主の、実際にこの制度を運営している独立行政法人環境再生保全機構との話し合いがあったということで聞いてございます。

斎藤(博)委員

今年の7月24日に、東京の商工会議所の会議室を使って、第1回の会議が開かれたというふうに資料が出ています。その中で大変驚いたのは、全国の市町村別の中皮しゅによる死亡者の数が一覧表となって添付されているわけですがけれども、その部分について保健所としては把握していますか。

(保健所)保健総務課長

その件は先ほど斎藤博行委員からお聞きしまして、初めて知ったところでございます。

斎藤(博)委員

実はそういう会議、これは環境省が主催している会議だというふうに思うわけなのですがけれども、環境省のホームページに載っているわけですから。その中で小樽市民というより、小樽市におけるというふうになっているのですがけれども、中皮しゅによって死亡した方の数が6というふうに出ているわけですがけれども、このホームページでこの会議の資料として公開されているわけなのですがけれども、この部分についてどういうふうに理解されていますか。

(保健所)保健総務課長

先ほどこの資料のことをお聞きしまして、短い時間でしかけれども、調べてみましたけれども、恐らく厚生労働省でやっている人口動態調査というのがございまして、ここの集計からたぶんこの資料が出てきているのではない

かというふうに思ったのですけれども、ただ、小樽市も、人口動態調査を行ってしまして、住民の死亡届とか、どういう病気で亡くなったかという統計はございます。これはたまたま 3 年保存なものですから、この制度が始まったときに議会でも、この資料に基づいて過去 3 年ぐらいの間で中皮しゅで亡くなった方は小樽市内ではおりませんということで、答弁したことがあるのですけれども、今回の場合は 10 年ぐらい前までさかのぼっての統計資料なものですから、なかなか古い資料が残っていないといいますが、もう少し探してみないとわからないのですが、通常はその都道府県単位でしか集計されていないものなのですけれども、今回そういう形で市町村別に出ているので、どういう形で出てきたのか、我々も把握しきれていないところです。

斎藤（博）委員

私は前に小樽はどうですかと厚生常任委員会で一度聞いたことがあって、その時点では今、保健総務課長がおっしゃるように小樽市の残っているデータといいますか、それをさかのぼっていく中では死亡原因というか、その中で中皮しゅというのはありませんでしたという話を聞いております。それはそれでいいのですけれども、環境省が調べて、こういうデータをつくっているわけですから、どこにどうやってお願いしたかというのはわかりませんが、ただ死亡原因を把握しているとしたら、たぶん小樽市しかないというふうに思いまして、そして国がどういうルートでその調べに入ったかということとはわからないのですけれども、小樽市の中に、やはりこれも過去 10 年ぐらいの死亡原因というか、そういったデータなりがあって、どこかが答えているのではないかというふうに私は思ったのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

恐らくそういうことだと思いますけれども、先ほど申し上げました人口動態調査というのは、死因が詳しく書かれておりまして、過去の 5 年以上前のようなデータが残っていない、探していますけれども、恐らく中皮しゅという項目があると思うのです。ここで数字が上がっている部分があるので、多分そういう形で数字が出ているとは思いますが、その辺はまだ確認しておりません。

斎藤（博）委員

データの出所が問題ではなくて、私は心配というか、お願いしたいと思って表を見比べているのは、先ほど保健総務課長からも、小樽市内においてこの法律の施行に伴う相談といいますか、いろいろあると思うのです。相談をする、それから申請をする、そして認定を受ける、補償を受けるという、いろいろ段階があるだろうというふうには思っているのですけれども、今言われているのは小樽の中で 6 名の方が中皮しゅで死んでいるという事実は、国が認めているデータだと思うわけなのです。問題は、先ほど保健総務課長からも、相談に来ている方が七、八件いらっしまったというようなことを先ほど言ったわけですが、要はこの方々と、国が言っている小樽では 6 名が死んでいますというデータとの関係が、どうなっているのかという部分なのです。

それで、最初に言える部分とか言えない部分もあるのかもしれませんが、具体的に相談内容をもう少し詳しくお話することはできますか。

（保健所）保健総務課長

私が聞いている範囲では、肺のがんで亡くなっている。それがほとんどが亡くなった方の遺族の方がこの制度に当てはまるのかと、そういう御相談でございます。それで、肺のがんということで、中皮しゅという部分、具体的に言われた方は、聞いたことがないのですけれども、その辺その後の国の決定とか、結構書類がレントゲン写真とか、中皮しゅが起因してなったということを証明するような、いろいろな書類みたいなものがあるものですから、なかなかその申請に至らないケースもあるのかと思うのですけれども、そういう意味でこのぐらいまでしか我々が聞いているところはないのですけれども、そのような状況でございます。

斎藤（博）委員

国のやり方として、もしそうだと思ったら相談に来なさいとか、申請しなさいとかということですが、先

ほど保健総務課長も言わんとしているように、被害に遭った方はほとんど死んでいるわけですから、その人たちにおいでと言ったって、なかなかこれは難しいわけですから、そうしたら遺族の方ということになると思うのです。なかなかわかりにくい部分もあると思うのですけれども、ぜひ六、七名ぐらいの相談をされた方が亡くなった方と直結しているというふうには断定できないとは思いますが、ただ実態として相談がありましたと。亡くなっているという情報は国が公表しているわけですから、そうすると当然保健所で、この相談に来た方の住所とか名前とか電話番号とかがわかっているのであれば、やはりもう少しこの法律の趣旨に沿った救済の手だてというものを待っているのではなくて、何かできないのかというような思いはあるわけなのですけれども、全くその亡くなった方がいるかないかもわからないけれども、保健所で何かできないかというのではなくて、環境省ではそういう状態なのだというようなことを言っている部分もあるものですから、小樽市保健所として相談窓口として何らかのアクションができないのかというふうに思うし、ぜひ相談に来た方々に実は国では中皮しゅで 6 名死んでいるという情報があるわけですから、そこをつないで、つながらないならそれは仕方がないと私は思うわけなのですけれども、どこからも相談が来なかったので、データはデータなのですといった取扱いではなくて、何らかの動きをとっていただけないのかなと、そんなふうにするわけですが、要望ではなくて考え方を聞きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(保健所)保健総務課長

確かに中皮しゅというのは大部分がアスベストに起因するというふうに承知しておりますし、これらの方々もしかししたら救済制度の対象になる可能性が高い方々だと思います。まして 6 名という限られた数でございますので、特定することができれば、対応を考えていきたいというふうには思っております。

斎藤(博)委員

また次といいますが、今の話がどういふふうにつながっていくのかというような、この後また聞かせていただきたいと思って質問を変えます。

安全で安心なまちをつくる取組について

次に、市民部に安全で安心なまちをつくる条例案にかかわって何点かお尋ねしたいというふうに思います。

この条例案を読ませてもらって感じたところについてまずはお尋ねしたいと思いますけれども、この第 5 条に市民の責務というようなところが提示されています。「市が実施する安全で安心なまちをつくる取組に関する施策に協力するよう努めるものとする」、これはどういう意味ですか。

(市民)総合サービスセンター所長

市民の責務でございますけれども、この第 3 条の理念にもうたっていますように、この安全で安心なまちをつくる取組につきましても、まず、一義的にみずからの安全のみずから守ると、それから地域の安全は地域で守るという意識の下に、市、それから市民、それから事業者等が一体となって進めていくということが一つの基本理念となっております。そういったことから、一応市がやるとか、事業者がやる、地域住民がやるとかではなくて、そういった意味からも市民も一緒になって進めてやっていただきたいということでございます。

市民部次長

この安全で安心なまちをつくる条例の中で特に市民の責務ということで考えられているのは、犯罪防止とか暴力追放運動とか、そういうものに市民の方、連合町会とか、そういう町会、関係団体、そういった方たちも一緒になって安全なまちをつくるために努力していくという努力目標といいますが、そういうものの責務と、協力するという部分で、そういう部分での責務ということですが。

斎藤(博)委員

最初に聞いたかったのは、この安全で安心なまちをつくる条例をつくる際に、先ほど成田委員からもあったように、例えば福祉部にかかわる部分、それから建設部にかかわる部分等いろいろ出てくるわけです。観光客なんてい

うと経済部とかになるわけです。そういう全庁的な協議なり検討というのは、どういうふうになされたのかというのをまず一番先に聞きたかったのです。

(市民)総合サービスセンター所長

この条例をつくるに当たりましては、庁内的な検討会議なのですけれども、まず私ども課長レベルで市民部、それから福祉部、教育委員会、建設部、それから経済部、あと保健所、それから防災の関係も含めて総務部、それから消防本部といった形でメンバーが集まりまして、協議した扱いになります。

市民部長

今、所長から答弁しましたけれども、まずこの安全で安心なまちをつくる条例ということになると、どこまでを入れて条例をつくっていくかということが非常に大きなポイントとなりました。これは、全国的にいろいろなところで条例がつくられて、あるいは道内でも生活安全条例みたいな形でいろいろな情報、項目を入れて条例をつくっているというのがあるものですから、我々としてはやはりどこまでを条例の中に盛り込むのかという中で、先ほど所長からも答弁したように、交通安全、それから暴力団のみかじめ料の問題とか、あるいは子供たちが通学途中に命を奪われる、そのような事故がある。さらに、小樽市としては750万人以上の観光客に訪れていただいている。まして政令保健所を持っている。そういった中で、どうやって市民あるいは観光客も含めた安全を守っていくかということで、全道、全国的な条例の中身、そういったものから先ほど申しましたような関係部を集めて話をしていた。その中で、この条例に至ったということでございます。

斎藤(博)委員

次に、第7条のところ、「市は安全で安心なまちをつくる取組を総合的かつ効果的に推進するために必要な体制を整備する」と書いてあります。これも具体的なイメージというのはどういうことになりますか。

(市民)総合サービスセンター所長

これにつきましても、例えば交通安全の関係とか、私どもはいろいろな団体が集まった形の協議会とか、連絡会議というのを持っています。そこで、防犯の部分につきましては、例えば暴走協とか、防犯協会という形のものがございますけれども、それは例えばPTAとか、それから町会とかを網羅した形の団体がないということですから、そういったことを皆さん集まっていただいて、お話しできるような場が必要ではないかということで考えております。

斎藤(博)委員

この質問の最後なのですけれども、この条例を読ませていただいた率直な感想という部分では、今、国では国民保護法に基づいて、各自治体での条例づくりというようなことが進められているわけで、そういった中で国民保護法という名目の中で詳しく読んでいくと、極めて一般市民を動員するシステムというのが非常にち密につくられていっているというのが、国民保護法に対する私の読んだ感想ですけれども、そういったような法整備なり、条例化が進められているわけなのですけれども、私は最初にこれを読んだときに、そういう国民保護法との兼ね合いで、これも一つの布石なのかなというような印象を持ったわけなのですけれども、そういった今小樽でも当然作業は進められているわけなのですけれども、国民保護法に伴う小樽市での条例づくり、市民部ではないと思うのですけれども、それとの兼ね合いについてどういうふうにとらえたいのか、お聞かせ願いたいと思います。

市民部長

条例を制定するに当たりまして、今、委員がおっしゃるような国民保護法との関係、そういったものも確かにある部分でございます。しかしながら、我々は繰り返しになってしまいますけれども、先ほどのような交通事故あるいは暴力団の関係、さらにまた子供たちの安全を確保すると、そういった中で、現在は、それぞれのところがそれぞれに、しかも町会あるいは各種団体がそれぞれメンバーは固定しながらも、いろいろな形の団体に入って、それぞれの活動をされているという実態もあるものですから、何とか、それらのものを効率的に庁内で連携をして進め

てまいりたいと、そういうのはひとつ大きな考え方がありまして、確かに国民保護法等との関係もありますけれども、国民保護法との関係につきましては、関係する各部署、さらにまた国、北海道、そういった機関も含めて総体的に考えているということで、我々としてはこの部分は今言ったようなそれぞれ市民の方々、各団体の部分を何とか指針を定めながら効率的に運用していきたいと、そういった中で設定したものでございます。

斎藤（博）委員

深読みではないと思うのです。そういった意味で、条例をつくって市の責務を明確にするというのは、これは当然だと思うのですけれども、市民の責務、そういったものを条例で定めて安心と安全の、先ほど冒頭の説明にもありましたけれども、そういう考え方自体は極めて国民保護法に市民、国民を動員する手法に似ていたものですから、私としては非常に何か透けて見えるような印象があったものですから、あえて聞かせていただいたということです。

福祉施設でのトラブルについて

次に、福祉部にお尋ねしたいと思います。

小樽市内でいろいろな施設が、今、活用されているというのがあります。入居している方もいますし、通っている方もいる。いろいろなパターン、いろいろな形があると思うのですけれども、小樽市の把握という部分で結構なのですけれども、そういった利用者からのトラブルといいますか、苦情といいますか、そういった部分について何か話を聞いている、若しくはこういった危険があったと、そういった情報というのがありますか。

（福祉）地域福祉課長

福祉施設の、入所、通所を含めてのお話かと思えますけれども、利用者のトラブルということで、トラブルの種類もいろいろあるかと思えますし、重さというのですか、人体にかかわるようなトラブルであるとか、ささいなトラブルであるとか、あるいは利用者同士のトラブルあるいは施設職員と利用者のトラブル、いろいろなパターンがあるかと思うのですが、例えば介護保険のグループホームに関するものとか、あるいは高齢福祉の方の施設間のトラブルというか、大きな形というのは、こういうものだということではあまり聞こえてこないのですが、小さなトラブルとか、そういうのはありますというようなことでの連絡というか、そういう情報というの、幾つかは来ていると思います。

斎藤（博）委員

よく新聞ざたになっているような施設職員の利用者に対する暴力とか、そういう点になると犯罪というか、そういったことになるのでいいわけですが、最近あるのが、例えば利用者間のトラブルとか、トラブルでないといえないというのは、何かこういう施設の特有な、例えば本人が勘違いしているとか、記憶違いしているとか、本人がつまづいたのか、倒されたのかとか、いろいろあるから断定できないし、訴える方も周りの方もどこが本当なのかというあたりは非常に苦労しているわけなのですけれども、何か所かで聞いているものですから、利用者間でいろいろなトラブルがあるのではないかというのを、聞いている範囲では思ったものですから、聞いてみたわけです。当然、施設にも訴えることになるというふう思うわけですし、その場合も今言いましたように、施設側も自分の施設の入居者同士が何かそういうことをやっているというふうにはなかなか把握しきれない。若しくは片方は被害者ですと言って、逆に言うと片方は加害者になる。もしかすると、間違っていると逆になってしまうわけです。誤解に基づいて訴えられると。そういった部分では非常に苦慮しているのではないかというふう思うわけなのですが、例えば入居者若しくは利用者の家族なりが、小樽市にそういった相談をしたいということがあった場合は、小樽市としてはどこが具体的な窓口なのかを教えてください。

（福祉）介護保険課長

今、福祉施設ということで、障害の施設もあるし、介護保険の施設あるいは老人福祉の施設もありますから、それぞれの所管が基本的には指定権者のところに最終的にはお話が行くわけですが。例えば私どもであれば、グループホームで何かがあれば事故報告を私どもにいただかなければならない。事故というのは大体けがをしたとかで通院、

加療をするような状態になった場合、最悪の場合は亡くなる場合もありますけれども、そういうものについては御連絡をいただく。そのほかの例えば金銭トラブルとか、勘違いで物をとられたとかということが御家族から施設に言ったけれども、施設で取り合ってくれない。市で何かしてくれないかと、そういうものが介護保険の中身であれば私どもで伺っていますし、あるいは自立支援の部分であれば地域福祉課でやっているわけです。一連の窓口というのではないのですけれども、新たに今回地域包括支援センターというのでできれば、高齢者に関する部分は介護保険が適用になるうがなるまいが、それは地域包括支援センターが相談を受けるということになります。

斎藤（博）委員

今おっしゃるようなことになった場合、例えば地域包括支援センター自体も運営事業をやっていますよね。要は利用者の立場からすると、客なのですけれども、結構弱い立場というか、いろいろ難しい条件を持っているわけですし、なかなか施設の方に伝えることが難しいのかと思って聞かせてもらっているのです。気が強いというか、向かっていく人は言うと思うのです。こういうことがあったと、おかしくないのかと。いろいろ調べて、そうでしたということになったり、いや、それはあなたの理解が間違っていたと、逆に出てくるかもしれませんけれども、なかなか言えなくて、結構具体的な問題になっているときに、小樽市という立場で、どこかでそういう苦情、相談、そういったものを受けようという体制というのを今後検討していかないと難しいのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

（福祉）介護保険課長

介護保険に関して言えば、地域包括支援センターというものがまだ皆さんになじみがない。当然、介護保険の窓口にもたくさん苦情は寄せられる。大体は利用者の勘違いが多いのですけれども、それは施設にきちんと言わないといけませんねということで、そういうものについては処理をしています。もちろんそれでは納得されなくて、国民健康保険団体連合会の苦情センターに訴える方もいますし、厚生労働省にしょっちゅう電話をしている人もいます。それについては、それぞれの対応をしていて、介護保険サービスであれば介護保険課に言えば、どうにかなるというふうに皆さん御理解いただいていると思います。

（福祉）地域福祉課長

市の中で窓口の一本化というか、そういうお話かと思うのですが、一つには現体制では相談室というのが福祉相談の一次的な窓口という形になるのですが、実際問題としては今、介護保険課長からも話がありましたけれども、それぞれ所管している部門で対応していった方が、スムーズな対応ができるということもあろうかと思えます。それで、市の中での相談窓口の一本化ということよりも、現在の法制度の中で、社会福祉法の中で社会福祉事業の経営者が苦情相談に努めなければならないという中で、その事業所の中での苦情の責任者、それから窓口担当者ということになってございます。今、委員からお話があったように、利用者が直接その事業所、施設の中にお話ししていけないというようなこともあろうかと思えますけれども、もう一つ社会福祉法第83条になるのですが、運営適正化委員会というのを設けなさいというのがございまして、これは都道府県の社会福祉協議会の方に設けるような形になるのですけれども、そこが苦情解決の窓口になってございまして、ここは福祉サービスの提供者、いわゆる事業所からここに苦情の解決ができないのでということで、お話が行く場合もございまして、施設の利用者が、その事業所の苦情の窓口なり、責任者に話しづらいと、そういう場合には直接、運営適正化委員会に相談することもできるということで、その相談体制としまして、電話でもファクスでも手紙でもメールでも何でもいいですという形で、北海道の場合はやっております。そういうところを、利用していただくという形の方が、現在の体制としてはいいのかと。市で一本化というよりも、市はそういう相談を受け付けないということではなくて、市でやる場合には、やはりそれぞれの所管でやった方が施設とのお話もしやすいとか、あるいは利用者とお話でも話の中身がわかりやすいとか、そういう部分があるかと思えますので、市として窓口一本化ということではなく、もし相談したいとき、どこに行ったらいいのかということであると、今話をさせていただいた社会福祉法に基づくそう

いう体制を御利用していただいた方がいいのかなと、そういうふうを考えています。

斎藤（博）委員

今の考え方は承知している部分もあるのですけれども、考え方としてはわかります。ただ、やはり私も聞かされてそうなのかというのは、結構利用している方が感じている部分というのがあるのですが、こういうところの部分とは違って、例えば怖いのだと、恐ろしいのだと、そういった言葉が、要するに個々の施設、建物が怖いとかではなくて、人間関係、相当難しいものがあるのだというようなことをわかっている上で、なかなか持ち出せないのだとかという話も聞きますので、そういったときに、やはり今の制度の利用という部分もあるのでしょうかけれども、小樽市として何らかのことというのは、今後考えていってもらいたいということです。これは、これからまた取り上げていきたいと思います。

地域密着型介護老人施設について

最後に、地域密着型介護老人施設の役割なり、今後の小樽での展開について何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、この目的なり、サービスの種類についてお知らせください。

（福祉）介護保険課長

地域密着型というのは、今回、制度改正の中で平成18年度から展開されているものでありまして、一つには今回の法改正で、軽い方には予防、そして重い方は在宅、施設給付は金がかかるからやめようと、これが厚生労働省の基本的な考え方です。その中で、今の地域密着型というのは、中重度の要介護状態になっても住みなれた自宅または地域で生活を継続できるようにしよう。身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として地域密着型サービスを創設した。

これが今までの広域型、北海道が指定監督権限を持っていたものとの違いは四つあります。一つは、原則として市町村の被保険者のみがサービス利用が可能である。簡単に言えば、小樽市民しか使えない。そして、指定・指導監督権限は保険者である市町村、小樽市が指導監督、指定もする。そして、もう一つは、市町村ごとに必要整備量を計画に定めて、超える場合には市町村が指定を拒否できる。例えばグループホームを今小樽市が指定していないのはこの条項によることでございます。それから三つ目は、地域の実情に応じた弾力的な指定基準、報酬設定ができる。これはまだ18年度は適用できませんけれども、例えば報酬基準を上げて、かさ上げして濃いサービスにするとか、そういうことが市町村ごとに保険者ごとに可能になるということです。4番目は、公平、公正の観点から、地域住民等が関与する仕組み。これは例えばグループホームあるいは小規模多機能の場合に、運営推進会議というのを置きなさいというふうになっています。これはなかなか住民の方に理解をされなくて、何でそのような会議に私は行かなければならないのだという話でもめたのですけれども、そういう地域住民の方々の意見を伺う会議を二月に一度開きなさいというふうになっています。この四つが今までのサービスと違うところです。

具体的なサービスの種類ですけれども、今まであったもので少し変わったもの、これが認知症専用のデイサービスです。これは以前からあって、小樽市内では2か所がみなし指定になっております。定員は二つ合わせて18名、それから昨年暮れから、非常にたくさんできましたグループホーム、これは今36施設、689名の定員であります、まだ結構あいていますけれども、それからこの二つが今まであったもので、密着型にして中身を少し変えるというものです。それから、全く新しくなったものでは、夜間対応型訪問介護。これは大都市圏でなければ業者がペイしないので小樽にはありません。それから、もう一つ新しいものとして小規模多機能型居宅介護。これも当初非常にたくさん供給されるのではないかというお話があったのですけれども、先週NHKのテレビでもやっていたけれども、基準が厳しすぎてなかなかできない。要するにやれば赤字になる。だからなかなかできない。小樽には1か所だけ。定員25名、定員が埋まっていないという状況です。それから、今日の御質問の本題なのでしょうけれども、特別養護老人ホームの小規模なもの。それから、特定施設介護専用の有料老人ホームの小規模なもの、こういうものがあって、全部で六つの類型になります。

齋藤（博）委員

今、一部答弁をいただいた部分もあるのですが、今後、小樽市内で展開の予定というのは、年次的な部分での考え方はどうですか。

（福祉）介護保険課長

今年の 3 月にこの計画をつくったのですが、この計画を完成する直前あるいは直後に、当初想定されていない国の制度改正が二つありました。

一つは、いわゆる有料老人ホーム特定施設というものの概念を全く変えてしまった。6 月に法改正があったのですが、さらに 3 月 31 日付けで改正した。総量規制ができるようになった。けれども、総量規制が間に合わなかった。その結果、今、小樽市内に有料老人ホームが先ほどの陳情第 380 号でしたか、そのところにある有料老人ホーム、これは 90 床で介護専用、それから朝里病院の付近にあります「ラ・ナシカあさり」という、これも介護専用の有料老人ホーム、これは 60 床できました。これで当初私どもの計画にない有料の特定施設が 150 床供給された。それから、そのほかにいわゆる有料老人ホームの設置届を出して、介護保険そのものの特定施設ではないのですが、そこに住んだ方が介護保険のサービスを例えば訪問通所のサービスをお使いになる。このことによっていわゆる介護給付が、我々が計画していた以上に増大していく可能性がある。このことにより、この計画がすでに破たんしております。

もう一つは、前回の議会でもお話が出ましたが、いわゆる介護療養型施設の転換というか、介護療養型は漸減して廃止することになっていきますから、その中で老人保健施設への転換あるいは特別養護老人ホームへの転換、有料老人ホームへの転換、これについては平成 19 年の春あるいは夏ごろまでに北海道が計画を立てて、例えば小樽に 700 床前後ある介護療養の病床をどういうふうに転換していくか、その計画を立てることになっています。そのことが見えませんと、一応この計画の中では 29 床のいわゆる小規模の特別養護老人ホームと言っていると思いますが、その枠があり、それは後志の老人保健福祉計画の中でも 29 名が担保されています。ただ、それを今の介護保険事業計画の給付費の中に果たして入れることができるのか。18 年度の決算見込みは今つくっていますけれども、これは大体計画どおりにいっています。ただ、19 年度以降が今の例えば有料老人ホームへの入所者、これは市外から来る方は小樽からの給付にならないからいいのですが、小樽にお住まいの方が結構高い有料老人ホームの利用料あるいは介護保険給付費、これを払ってお入りになることがあると、この計画は 19 年度でもう破たんしてしまうこととなります。そういうような状況が見えた場合には、今の 29 床については、当初公募をする予定でしたけれども、そして 20 年度から運営をしていただくことを考えていましたけれども、その計画を見直さなければならぬということです。

齋藤（博）委員

もう少し今後の推移と申しますか、今おっしゃっているようなことの方針が固まっていけないと、今後の小樽における地域密着型にとかという、小規模にという話というのは、あるいは具体的ものとしての議論にはなっていないと、そういうふうに理解してよろしいですか。

（福祉）介護保険課長

はっきり言いますと、国の政策が医療制度改革にずいぶん押しつけられて、当初の 2015 年の高齢者介護で考えていた平成 16 年程度、当時のその計画というのが全く今意味をなしていません。ですから、国が示していた今回の第 3 次介護保険事業計画の参酌基準というのが、全く今通用しなくなっています。

それともう一つは、北海道の対応が非常に遅いということです。今回、例えば有料老人ホームが余分に建ってしまうのは、北海道が 1 か月ほかの県よりも指定の期限を延ばして 5 月まで認めたからです。そのことによって、私どもが計画に想定していないものを建てて、それについての意見書については、小樽市が了承したということを書くと、市長意見書を書けというふうになってきているわけです。そのあたりのことがあるので、小樽市の考え方の

前に、その国の考え方がどうなるのか。特に療養病床については、国はまだ細かいところを決めていません。15万床を削減するという、あの15万床というのは全然根拠のない数字です。その根拠の詰めも全くなく、そして北海道で計画をつくるその北海道の考え方が全く固まっていません。そのことについて、我々からいろいろ言っても、いやまだ決まっていませんと言うだけなのです。これはそれが決まらなければ、我々は何も手が打てない。ただ、介護保険事業運営だけは破たんさせるわけにはいきませんから、ですから今の29床というのは、まずたぶん指定ができないと思います。

斎藤（博）委員

わかりました。

収集困難地域のごみ収集の取扱いについて

最後になります。事前に質問項目に出していなかったので恐縮なのですが、環境部にお尋ねしたいのですが、今後、一般家庭のごみの収集とかを民間にお願いすることになるのですが、それはそれで一つの流れだということでもありますけれども、冬場、特にこれからの時期、収集困難地域の取扱いという部分があります。やり方は、直営、民間いろいろなやり方がありますからいいのですが、最近、新しい会社は3人乗りをやっていますよね。収集車に3人、2人ですか。2人だとします。そういった場合に、今後の議論として、収集困難のときに、直営の部分は御承知のように、車が入っていけるところまでごみはビニールシートに乗せて引きずりおろすというか、逆に踏ん張りながら急な坂をおろしてきますよね。そうしないと、上の方は従来のステーションを使えなくなるということで、これは物すごい作業なのです。雪に埋まってるごみを取り出してシートに乗せて、それをよくレスキューみたいな感じで滑り落ちないように支えながら、下にとめている収集車まで持ってきて、乗せて帰っていくわけなのです。それはいいのですが、これを2人乗りの民間の業者が、車を傾斜地とかにとめて、同じようなことができるのかというのが実感としてあるのですが、当然そうしないと、やり方は別にして、今までのステーションが使えたところが、そういう収集の仕方をしなくなると、もっとおりてきてくださいというようなことになると、ずいぶん変わってくるわけなのですが、そこは今までどおり、ステーションについては、今までどおりでいいのか、そういう確認なりを業者とやっているのかどうか、今までどおりのやり方でいけるのかどうか、そこら辺について教えてください。

（環境）品田副参事

ただいまの冬期収集困難地区の関係で、解消という部分での対応関係かと思えますけれども、私どもといたしましては、今までどおり引っ張り出しの関係、言うなれば、手作業による人海戦術での引っ張り作業、これは変わらないで取り組んでいきたいと考えております。

斎藤（博）委員

いや、そういうことを委託業者と確認しているという理解でよろしいですか。要するに2名でできないのではないかと思うのです。

環境部次長

3名の収集作業員が引っ張り出すということよりも、例えば環境部の応援隊が行きまして、別途の人員でもってシートを引っ張り出すという部分が多いのです、指導員も含めて。そういう部分で、3人乗車の部分については、通常の収集をやっていますよね、次から次という形で。行けないところについては、応援隊が行って、指導員と一緒に引っ張り出すという形をとっています。

それと、民間業者に、冬期困難地区ということで、別な四輪駆動の軽四トラックとか、そういうものを使ってもらって別途引っ張り出すということもやっておりますので、その点は今副参事から答弁した部分で大丈夫だろうと、そういうふう考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

質疑の終結の前に、先ほど大橋、高橋両委員から指摘のありました「小樽市次世代育成支援行動計画」の部局の違いを超えて、どう対応されるか、できるだけ早く協議いただくようにお願いします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時50分

再開 午後 5 時28分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、若見委員。

若見委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第18号「公の施設の指定管理者の指定について（市民会館、公会堂及び市民センター）」は反対、新たに付託されました陳情第380号「若竹町26番地先三差路への信号機の設置などによる安全確保方について」は採択、継続審査中の請願・陳情はいずれも願意妥当で採択とする討論を行います。

議案第18号公の施設の指定管理者の指定についてですが、指定管理者制度は経費節減、効率的管理・運営がねらいと考え、もともと賛成できるものではありません。代表法人として名前の挙がっておりますイオンディライトは、平成18年9月に親会社がイオン株式会社と株式会社マイカルである株式会社ジャパンメンテナンスと株式会社イオンテクノサービスが合併してスタートしたものです。選定に当たっての評価結果も出されておりますが、それらを参考にさせていただきましたが、市民サービスの向上や職員の労働条件などには不安が残り、また地域経済にも十分に役に立たないと考え、賛成できません。

なお、継続審査中の請願・陳情については、これまでも述べてきているので詳細は省きますが、いずれも願意妥当であり、採択を主張し討論といたします。

なお、詳しくは本会議で行います。

委員長

自民党、成田委員。

成田委員

自民党を代表して、継続審査中の請願第6号及び陳情第357号について継続審査を主張しますが、否決された場合には自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

委員長

公明党、高橋委員。

高橋委員

公明党を代表し、継続審査中の案件、請願第6号及び陳情第357号について討論を行います。

我が党としては、いずれの案件もずっとこれまで同様に継続審査の態度を表明してまいりました。その態度は今回においても変わることはないわけであります。したがって、今回も継続審査の態度を表明するわけでございます。なお、否決された場合には、自民党と同様に自席にて棄権の態度を表明いたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第 6 号及び陳情第 357 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第 15 条第 1 項の規定により、委員長において請願第 6 号及び陳情第 357 号に対する継続審査の可否を一括して採決いたします。

委員長は請願第 6 号及び陳情第 357 号について、いずれも継続審査に反対と採決いたします。

よって、いずれも継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました請願第 6 号及び陳情第 357 号について、一括採決いたします。

いずれも採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第 33 号、第 48 号、第 71 号及び第 81 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議案第 18 号並びに陳情第 7 号、第 12 号、第 37 号、第 63 号、第 68 号、第 72 号、第 76 号、第 78 号、第 86 号及び第 375 号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と陳情は採択とそれぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。